

第7回 野洲市総合計画審議会 会議要録

日 時 : 平成23年8月31日(水)午後2時00分～午後5時45分

場 所 : 野洲市市民活動支援センター ホール

出席委員 : 17名

欠席委員 : 12名

1. 開会

<事務局>

皆さん、こんにちは。本日は本当に暑い中、またご多用の中、ご出席いただきましてありがとうございます。日ごろ総合計画の策定につきまして、ご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。今日で8月も終わりということで、また9月に入れば過ごしやすくなるかなと思っておるところでございます。台風が近づいておりますので、その行方が気になるところでございますが、できたら逸れてもらえたらなと思っておるところでございます。

前回の審議会からまだ2週間ほどの短い間隔での開催で、本当に申しわけございません。今回で7回目の審議会ということで、審議事項の中にも挙げさせていただいておりますが、答申の文案についてもご審議いただく予定でございます。できたら今日の審議会において、一定のまとめにさせていただけるような形になればと思っておるところでございます。

本日の会議につきまして、市長と政策部長は都合により欠席でございますが、ご了承をお願いしたいと思います。

2. 会議の成立確認

<事務局>

それでは、審議に入ります。本日の会議に出席いただいております人数でございますが、29名中17名ということで、過半数ご出席いただいておりますので、成立していることをまず報告させていただきます。

それでは、審議事項に移らせていただきたいと思いますので、これ以後の進行につきましては、会長よろしくお願いいたします。

<会長>

皆さんこんにちは、お疲れさまです。本日、第7回の総合計画審議会です。前回・今回と最終的な詰めということで、皆さんにはこの間も、いろいろとご協力いただきまして誠にありがとうございます。

最終案については、既に前回の会議で配布済みです。その後の、各委員さんからのご意見・ご質問等につきましては、皆さんに事前に送付したような形でまとめさせていただきました。各委員さんからのご意見については、事務局に寄せていただいた、そのままの文章で送付させていただきました。皆さん既に目を通していただいていると思いますが、これらをもとに今日は最終的な判断をしていきます。できるだけ結論を出していきたいと思っておりますので、皆さんご協力よろしくお願いいたします。

それでは、議事次第に即してまいります。審議事項は4点です。①・②は、見直し案の5章

の図表と、庁内意見・文言修正等について。今日時間を取ると思われますのは、③。各委員さんの意見を踏まえて最終的な判断をする。基本目標6や第7章につきましても、あわせて最終的な判断をしていきたいと思えます。④は、答申の文書です。協議事項については、今後の最終取りまとめと答申となっております。よろしくお願ひします。

3. 審議事項

①総合計画見直し案（庁内意見による文言の修正等）について

②総合計画見直し案（第5章・人口フレームと土地利用）について

<会長>

まず、審議事項①・②の見直し案について、事務局からお願ひします。

<事務局>

皆様、こんにちは。本日はお忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。座って失礼させていただきます。

本日も盛りだくさんですので、できるだけ簡潔な説明とスムーズな進行に努めさせていただきます。また皆様のご協力をお願いしたいと思います。

それでは、説明に入ります前に、本日お手元にお配りしている資料の確認をさせていただきます。

(配布資料の確認)

それでは、審議事項の1ということで、まず見直し案（庁内意見による文言の修正等）について、資料2を使ってご説明させていただきます。

今回の資料2の修正につきましては、まず市内部で協議をさせてもらって、文言とか表現の見直しを一部行っています。これについては、大きく意味合いを変えるものではなかった分については、事務局で修正を加えさせていただきました。これから一通り説明をさせていただきます。見直した部分については、基本的には下線を引っ張って、備考欄に説明を載せております。

第5章の「まちづくりの指標」の部分につきましては、人口フレーム、人口推計と土地利用のイメージ図を固めましたので、今回新たに追加させていただいております。

それから、皆さんからいただいた意見をもとに、今後の対応について審議事項3で議論していただくこととなりますけれども、第6章の基本目標6と第7章については、非常に修正箇所が多かったため、はじめから再構築し、事務局で修正案を提案させていただいております。

それでは、審議事項①、庁内意見をもとに文言等の整理をした箇所についてです。まずは資料の1ページ、初めのところ。計画策定の趣旨と目的につきましては、前回接続詞とか意味合いが変なところがあるのではないかとご指摘をいただいておりますのを若干修正させていただきます。全体として意味が通じるよう直させていただきました。

2ページから8ページにつきましては、基本的に文言とか言い回しの修正で、意味合い等については基本的には変わっていないと認識をしておりますけれども、その中で主なものを挙げると、例えば4ページ、地域の特性で沿革と地勢というところにつきましては、まず1点目、野

洲市の位置が滋賀県の「南西部」となっていました。これは単純な誤りですので、「南東部」と直しております。他には、「勾玉を加工」と難しい書き方にしていたところを「玉づくりを行っていた」という平易な文言に言い直すなどといった修正を加えております。

5ページ、まちづくりへの取り組みのところで、環境に関するくだりにつきましては、ここも意味合いは変えてないですけども、言い回しがくどかったので、全体に文言を組みかえて整理させてもらっています。

次の部分、子育てにつきましても、教育委員会と相談いたしまして、子育て家庭の孤立防止、あるいは相談体制の充実といった概念を追加させていただきました。

7ページ、(6) 市民活動・行政運営の2つ目の丸です。前は、企業退職者を対象とした参加を呼びかける表現になっていたのですが、前の審議会の中で企業退職者だけに限る必要はないのではないかと意見をいただきましたので、今回、広く市民に呼びかけるような表記に変更させていただいております。

8ページ、将来都市像ですね。ここでは若干文言を修正させていただいています。また、後でもう一度確認しますが、地域ごとのあるべき姿につきましては、地域ごとの市民懇談会でも議論が熟してないということもあり、今回ここへ掲載するのは見送らせていただいております。

9ページから11ページ、第5章「まちづくりの指標」につきましては、この後審議事項の2でもう一度説明させていただきますので、一旦ここでは飛ばさせていただきます。

12ページ以降、第6章の基本目標1から48ページの基本目標5までにつきましても、前半部分と同様に表記や文言の整理を中心に行っております。主な部分だけ説明させていただきますと、例えば15ページ、学校教育の充実につきましては、教育委員会と協議いたしまして、教育現場、学校現場の実情に合わせて文言、表記等を全体的に整理させていただいております。

17ページ、生涯学習・生涯スポーツの推進につきましても、同様に全体的な文言の整理をしております。また、誰がという主体や取り組みの内容等についても、不明確な部分につきましては調整させていただきました。

19ページ、人権の尊重、基本事業2「人権教育・人権啓発の推進」についてですが、人権教育課と協議しまして、理念を一部追加させていただきました。もっと広い対応ができるような表現に修正をしております。

23ページ、高齢者福祉では、いつまでも元気で暮らせるまちづくりの想定される主な取り組みの一番下、もともとは「高齢者にやさしい」という表現になっておったのですが、これも前回の審議会の意見を参考にしまして、「高齢者が生活しやすい」という文言に修正しております。

24ページ、障がい者福祉の充実につきましても、「社会参画と就労の促進」の取り組みの1つ目、これも障がい者にやさしいという表現になっていた部分を、前回の審議会意見に基づいて「障がい者が自由に行動できるための」と修正しております。

37ページ、「地域性豊かなまちなみやうるおいのある景観の創出」の想定される主な取り組み、一番下から2つ目のところですが、「市の玄関口である野洲駅周辺における」の部分で、もともとはホスピタリティーという言い方をしていたのですが、これも観光振興で使っている「おもてなしの心」と言葉の整合を図った方がいいのではないかとすることがあり、「おもてなしの心」と言いかえさせていただきました。

38ページ、基本事業3「自然を知り親しむ環境の整備」というのがもともとあったのですが、この部分で「環境の整備」と言ってしまうと、ハード事業のイメージが非常に強くなるという

担当課の懸念がありまして、想定される主な取り組みの内容に合わせて、「機会の提供」と読みかえさせていただいております。ただ、基本事業体系は、まだ「環境の整備」となっており、修正し忘れております。こちらも「機会の提供」に修正していこうと思っておりますので、ご了承くださいたいと思います。

40ページ、「②省エネルギーの推進」の一番下、「つる性植物などの緑のカーテンによる省エネルギーの推進」とありますけれども、これはもともとその次の「③緑の創造と温室効果ガスの吸収」というところに掲載しておりました。しかし、これは取り組みの中にも省エネルギーと書いているように、基本的にはやはり省エネルギーの効果の方が大きいだろうということになり、「省エネルギーの推進」に移動させていただきました。

以上が第1章から第6章、基本目標5までの庁内意見による修正案の概要でございます。これが審議事項①になるのですが、あわせて審議事項②につきましても先に説明させていただきたいと思います。

審議事項②につきましては、同じく資料2の9ページ、第5章「まちづくりの指標」で、人口フレームと土地利用の方向性ということでお示しさせていただいております。文章については、前回から少しずつお示しさせていただいております。人口フレームにつきましては、まず住民基本台帳人口からコーホート要因法という手法によって、平成32年までの推計をさせていただきました。

過去の人口変動率につきましては、その間に行われた一定の開発行為による人口変動も含まれておりまして、そのため今回推計をした推計値においても、今後一定の開発が続くという前提での推計になっております。ただ、それだけでは、開発によってどれほど人口が増えたのかというのはなかなか見えにくいので、線グラフの中の破線が該当するのですけれども、社会増減が全くないと仮定をした自然増減、つまり出産と死亡しかないと仮定した閉鎖人口と比較することによって、一定の開発による影響、これを政策人口と呼ぶかどうかは別の問題ですが、一定の開発行為による社会的な増加がどの程度あったのかが見えるよう、今回比較して表示させていただきました。

今後想定される開発ですが、これも庁内でいろいろと議論いたしましたが、実際には市街化区域を今後具体的にどんどん増やしていけるという状況でもなく、既存の市街化区域においても開発できる余地はほぼ限られてきておりますので、そういったことも想定しますと、政策的に人口を増やそうとしたところで、実際には過去5年の実績ベース程度の開発しかできないと考えて差し支えないと思っております。

その結果、平成32年の推計人口は51,500人と想定しました。これは平成22年比では800人の増加となりますが、実は破線の閉鎖人口が今後早々に減少に転じることになります。そういったことを勘案しますと、開発の影響による増加は、平成32年で1,300人程度だろうという見込みになります。

それともう1点、その下に年齢三区分別人口を載せておりますけれども、人口増減がほぼ横ばいでも、年齢構成はどんどん変わっていくということをここでは表しています。特に少子高齢化の進行が顕著であることがここから見て取れるのではないかと思います。参考までに、社会増減がない閉鎖人口でいうと、さらに高齢化の進展が加速するということが言えるのではないかと思います。

次の10ページですが、世帯数につきましては、人口増加がほぼ横ばいになったとしても、し

ばらくは増加するという見込みです。そういったことから、平成32年の推計を1万9,200世帯、平成22年比では約1,000世帯の増加となります。閉鎖人口との差は500世帯と見込ませていただきました。

以上が、人口フレームの概要でございます。

土地利用については、10ページですが、これは前回の審議会でのご意見も参考にしまして、再度取りまとめさせていただいております。今回は一般的な用語を使い、「拠点を中心としたコンパクトな都市空間」とさせていただいております。これまでのような「交通結節拠点」や「副都市拠点」など、こうした個別拠点の概念は一旦和らげ、ゾーンのイメージを導入させていただいております。ゾーン名称につきましては、前回までお示ししておりましたのは、市街化整備ゾーンなど具体的な名称だったのですけれども、今回はもっと幅を持たせた名称に変更させていただいております。

これまで副都市拠点と言っていた吉地・西河原ですが、ここの位置づけにつきましては、また後ほど審議会としてもう一度最終確認させていただき、この位置づけでよいかどうか、また議論をお願いしたいと思っております。

地域イメージ図は結局、最初にお示しさせていただいた原点に戻るような形になっていますけれども、それぞれのゾーン名称に一定の幅を持たせる緩い表現にしたこともあり、ゾーンイメージにつきましても、ゾーンとゾーンの重なりをやや広めに取っています。こうしたことから、各地域同士が互いに補完し合うようなイメージを持たせたイメージ図として取りまとめさせていただきました。

以上が第5章、人口フレームと土地利用の方向性でございます。

<会長>

ありがとうございました。審議事項①・②です。庁内意見による文言修正等はそれほど大きな部分はないかと思いますが、前回積み残しておりました人口フレーム、そして土地利用イメージですね、こちらについてもお示しさせていただきました。以上の事務局の説明に関して、何かご意見・ご質問等ございましたらお願いします。

<委員>

前回ご指摘をさせていただいた点を大急ぎで見たところ、何カ所か修正されていないところがあります。まず4ページ、第3章の土地利用のところですね。(3)土地利用と産業というところで、「効率的な利用」というのを「有効な利用」に変えようという議論をしたと思うのですが、「土地の効率的な利用が図られていなかったりしており」となっておりまして、ここは「有効な土地利用」になるのではないかと。

<事務局>

これは「効率的な利用が図られていなかった」に対応して、その下の行で「用途に応じた有効活用が今後の課題になる」ということで、前回説明をさせていただいたところです。

<委員>

効率的な利用が図られていなかったのも、有効活用が今後の課題ということですね。でも、

これは統一できないか。有効な利用が図られてないから有効利用しようとする方が筋としては素直ではないか。

<事務局>

そのことにつきましても前回確認いただきました。

<委員>

確認したような気がします。でも、今考えたら、何か屈折してしまうのかなという気もいたしますが、これでよいでしょう。

もう少し単純なところで、7ページ(5)都市基盤の3行目で、「今後景観に配慮しながらも」というのは、景観とか環境保全みたいなことと、まちづくりと都市の拠点整備というのは相反するものではなくて、同一方向、お互いに相乗効果すら出るものですよということ、視点を変えれば当然表現も変わるのではないですかということです。この指摘は3回目なのですが、よほどこのままがいいのかなということでしょうか、説明するのも嫌かなという気がするのですが、(5)都市基盤の1つ目の丸の3行目ですね。「今後景観に配慮しながらも」はどこにかかってくるかということ、この文章の一番文末の「新しい都市拠点整備に向けた検討が必要です」というところです。「今後景観に配慮しながらも、新しい都市拠点整備に向けた検討が必要です」ということは、景観に配慮したら、都市拠点整備には反するかもしれないけれど、配慮しながら都市拠点整備するという意味合いになりますよね。そうではなく、都市拠点整備は景観には反しないと思いますので、ここを「今後景観に配慮しながらも」を「美しい都市景観としても」と変えたらどうですかと前回申し上げました。景観と都市拠点整備は反しないということで、表現を変えてほしいです。

同じことで、「2. 土地利用の方向性、(1)土地利用の基本方針」の本文2行目の後半部分です。「自然環境や景観との調和などに配慮しつつ、健康で文化的な生活環境の確保と持続的な均衡ある発展を図ります」とあります。「自然環境や景観との調和などに配慮しつつ」ですから、一方で景観に配慮しつつ、もう一方で健康で文化的な生活環境の発展を図ると。こうなると並行なのですよ。交わらない。自然景観の調和と文化的な生活環境の確保は並行であると。両方が同じ方向を向いているかもしれないけど、交わらないということになってしまうので、ここは直したらどうかと申し上げたと思うのですが、「自然環境や景観との調和などに配慮することで、健康的で文化的な」と直していただくと、環境や景観と調和に配慮すればするほど健康で文化的な発展があることになるのではないかと申し上げたと思います。この2つの点は相通ずるのではないかなと思いますので、まずはその点をお願いいたします。

<会長>

2つ目のところは、前回までに議論があって、審議会ですらそれでよいと判断したはずなのですが、直っていませんね。

<事務局>

すみません。こちらの記録が追いついてなかったもので、もう一度ペーパーでいただきたいと言っていた部分ですが、修正できていませんでした。

<委員>

ペーパーで出さなかった理由は、私もそれなりの労力をかけていまして、事務局も大変だと思うのですが、前回の審議会の基本目標6以降は、かなり時間が圧縮されていて急ピッチで申し上げましたので、この部分はもう一回字にはしたのですが、審議会の前半部分は、相応に時間をかけて審議をされたと思っておりますので、そこまでさかのぼってもう一回文章にはしませんでした。

<会長>

私の理解もそうです。先ほどおっしゃられた方向でまとめてください。基本的に、相反する形の表現にはしないということで了解しています。両立する表現に直したいと思います。

以上3点、よろしいですか。

<事務局>

最初の「効率」につきましては、その下で「効果的」として対応しています。この点については前回お答えさせていただいております。

7ページの「今後景観に配慮しながら」ですが、前回ご指摘いただいたのは、「美しい都市景観の形成としても」という差し替え文章をいただいたのですが、これをつなげると意味合いとして通じにくくなり、あえて変更していません。こちらについては本日ここでほかの委員のご意見をお聞きしながら、その方がよいというのであれば変更させてもらいますが、文章としてはつながりにくいというのが担当としての意見です。

先ほどの点につきましては、事務局でメモを取り忘れていて抜けておりましたので、10ページの「自然環境や景観との調和などに配慮することで」という部分につきましては、次回までに修正させていただきたいと思います。

<会長>

2点目のところ、文意はわかりましたので、もう一度、その文節の言葉だけ挙げていただけますか。

<委員>

「今後景観に配慮しながらも」というところを、「今後美しい都市景観の形成としても」と直したらどうかと申し上げました。「今後景観に配慮しながらも」が文末の「新しい都市拠点整備に向けた検討が必要です」にかかってきます。ここが「今後美しい都市景観の形成としても、新しい都市拠点整備に向けた検討が必要です」となるとし、都市拠点整備と美しい都市景観の形成は相通ずるとなるよう、文意としてはそう直したらどうかと申し上げました。

<会長>

他の委員さん、ご意見等いかがでしょうか。

多分、「としても」がかかりにくいのだと思うのです、最後のところに。例えば、「今後美しい都市景観の形成を図る上でも」とすればつながるのかなという気がしますが。

<委員>

今の表現でも構いません。

<委員>

そうなる、その前にかかりにくくなるかなという気はするのですが。「低・未利用地が多いことから」という流れからすると、文脈としてはどうなんだろう。

「美しい都市景観」が一体何なのかということがはっきりしないのでぼやけるんだと思います。なかなかそこまでは景観の委員会でも合意に至っていないところだと思います。ここで「美しい都市景観」と出すとき、それは何なのかという合意事項がないがために、私は違和感を持つのかなという気がします。

そういう意味では、「美しい都市景観」とここで出すのは、時期尚早かもしれないということで、配慮しながらうまくつなげた方が文脈としては伝わりやすいのかなという気がします。

<会長>

ありがとうございます。この部分について、その他、ご意見等いかがでしょうか。

<委員>

「美しい都市景観」って何なのでしょうね。

<委員>

「美しい都市景観」が何なのかというのは、人それぞれ違うと思うのです。

<委員>

そうですね。

<委員>

だけど、「美しい都市景観」という概念は、生きたものとしてきっとあるでしょうね。「美しい都市景観」はよくないと言う人はまずおられないだろうと思うのですね。だから、委員が想像する「美しい都市景観」と私が想像する「美しい都市景観」は違うかもしれないけども、「美しい都市景観」という概念が、まちづくりなり都市整備なりの中に盛り込まれることは都市整備に関してマイナス作用はないだろうと思います。

<委員>

それはないと思います。

<委員>

そういう意味で、「美しい都市景観」の合意をこの委員会や市民の中で得るというのは、景観の委員会だけでやがて練られていくでしょう。ただ、ここでは「美しい都市景観」という言葉が出てきて、それが人それぞれイメージするものは違っても、文面としては生きていくのではない

かという気がします。

なおかつ、それでも「美しい都市景観」が唐突だということならば、「景観」というのは別に唐突ではありませんので、ここに原文として出ているわけですから、そういう意味では「景観形成」だけでもいいのですけれども。ですから「今後景観形成を図る上でも」と直していただいても、それはそれでかまいません。要は、私が申し上げたいのは、景観という考え方と都市拠点整備という考え方が相反しないものと直してはどうかということです。

<委員>

文脈として配慮という言葉がひっかかるということですね。

<委員>

そうです。だから、「配慮しながらも」が気になるということです。

<会長>

今、委員さんがおっしゃったように、「美しい都市」と入れるのは、思いはわかるのですが、この前後の文脈では入れにくいので、最後におっしゃられていたように、「今後景観形成を図る上でも」、土地利用や整備の検討をしていきたいと思いますという表現であれば問題ないと思います。要するに、「配慮しながらも」というニュアンスではなく、積極的な意味を持たせるということでしょうか。

「低・未利用地が多いことから、今後景観形成を図る上でも、都市機能や市民活動拠点機能の集積など、有効な土地利用に向けた取り組みや、新しい都市拠点整備に向けた検討が必要で

す」という形でよろしいでしょうか。

ご異議がございませんようでしたら、この点につきましては、今言ったような形にさせていただきます。

審議事項①・②の範囲で、他にご意見等いかがでしょうか。資料1に関しましては、後ほど審議いたします。

先ほど説明のあった範囲でございましたらお願いいたします。

<委員>

第5章、配布資料では10ページになります。「2.土地利用の方向性(1)土地利用の基本方針」の①ですね。①に地域の特性に応じた土地利用と課題ということで、これは前回、ゾーンとコンパクトという言葉が表現する概念を整理したいと言いました。ゾーンとコンパクトという言葉が駆逐して全然出してはいけないと言うつもりはないのですが、唐突に出てきた感じがして、違うのではないかとということで申し上げたと思います。その点で、「①地域の特性に応じた土地利用と課題」について、「地域」と表現していただいてありがたいという感じがします。

ただ、その本文の6行目「それぞれのゾーンがお互いに機能を補完しつつ」とあり、ゾーンというのがここでまた出てくるのですが、これは①の表題に「地域の特性に応じた」と書いているのだから、「それぞれの地域」とした方がよいのではないかと考えていまして、この「ゾーン」を「地域」と変えていただけるといいかと思えます。

コンパクトというのも、「②拠点を中心とした都市空間の形成」の第2段落の2行目、「コン

パクトな都市空間の形成」というところが出てくるのですが、これはまあ、いいかと思っております。

しかし、11ページの(2)ゾーン別整備方針というところ、ここの表題も「ゾーン」ではなくて、やはりここもA、B、Cがそれぞれ「地域」となっているのですから、この「ゾーン」も「地域」と直すと、整合性が取れるのではないかと思いますので、お願いします。

<会長>

2点目の「コンパクト」も削除ですか。

<委員>

いや、コンパクトとしてどうしても表現したいというのであればそれはそのままです。

<会長>

1点目と3点目について、いかがでしょうか。

<事務局>

1番目の「ゾーン」は「地域」に変えても意味として大丈夫かと思えます。ただ、(2)ゾーン別整備方針、これはいろいろ置きかえて検討してみたのですが、ここで意図しているのは、ゾーニングというイメージになってくるので、この表題部分だけゾーンという言葉をあえて残しました。そのかわりA、B、Cのそれぞれの部分につきましては地域という文言に置きかえるというように今回整理しておりますので、できましたら(2)ゾーン別整備方針についてはこのままでお願いしたいと思います。

<会長>

1点目のところは、「地域」で文意として問題ないということですね。この部分でいきなり「ゾーン」が出てきますので、「地域」と直すことにさせていただきます。

表題の「ゾーン」について、他の委員さん、ご意見等いかがでしょうか。

<事務局>

補足なのですが、前回、個性あるまちづくりではどうかと提案していただいたと思うのですが、あくまでもここは土地利用の話なので、そこでまちづくりと表題をつけてしまうのもいかがだろうかというのがあり、ゾーン別と今回あえて戻らせていただいております。

<委員>

地域というどうしても学区ぐらいのイメージになってしまうかと思えます。そういう意味では、若干内容に混乱が生じるかと思えますので、ここはゾーン別という方がわかりやすいかとは思っています。

<会長>

いかがでしょうか。共通の土地利用イメージを示しているということですね。

<事務局>

「まち」とか「地域」とかいろいろな置きかえをしてみたのですが、やはりそれぞれ意図する意味が微妙に変わってきますので、ここはやはり「ゾーン」が一番しっくり来るというのが結論でした。

<委員>

私は、「ゾーン別整備方針」というよりも、「土地利用整備方針」がいいのではないかと思います。ゾーンという言葉在先ほど言われていましたけども、ここでは出てこない。要するに、地域という概念を書いています。しかし、ゾーンという言葉も使って、それが他には一言も出てこない。すると、ゾーンとは何だろうということになるわけです。以前はゾーンがあったから、題としてゾーン別という考え方、表現ができました。ここでは単に地域が出ています。ということからいくと、大きな題目が「土地利用の方向性」ですから、「土地利用整備方針」という表題にして、A、B、Cの地域があるというのがいいかと思います。

<会長>

(1)で土地利用の基本方針を包括的に3点示した上で、(2)は実際の整備方針を挙げていくと。A・B・Cそれぞれ該当する地域に対し、どのような土地利用を図っていくかという項目になるわけですね。「地域」だと、やはり学区等をイメージしてしまう部分があるという意見も挙がっています。

今のご意見、いかがでしょう。「(2)土地利用の整備方針」とするということで。(1)が基本方針、(2)が整備方針。

いかがでしょうか。ご異議ございませんようでしたら、それでまいりたいと思います。

その他、審議事項①・②について、よろしいでしょうか。

③総合計画見直しに係る委員意見への対応について

<会長>

ごさいませんようでしたら、審議事項③総合計画見直しに係る委員意見への対応についてです。事務局からお願いします。

<事務局>

続きまして、審議事項③ということで、今度は資料1に基づいて、皆さんからいただいた意見についての方向性をここで決めていただきたいと思います。ただ第6章の基本目標6、第7章については、非常に多くの意見をいただきましたので、こちらから再度修正案を提示しております。そちらから先に説明させてもらった方がいいでしょうか、順番として。

それでは、もう一度資料2を使って、資料1も見ながら説明させていただこうと思います。まず、資料2では49ページからになります。

第6章、基本目標6「市民と行政がともにつくるまち」ということで、皆さんからいただいた意見としては、資料1の7ページからになります。

まず、施策1ですけれども、市民活動の促進ということで、前回いろいろとご指摘いただきました。また今回もたくさん意見をいただいております、今回全面的にこの分については再構築しております。中身としては、自治会活動にボリュームを持たせ、多様な活動主体や、あるいは多元的な協働の推進といった概念を追加しております。その関係で、基本事業体系についても見直し、主な取り組みも含めてもう一度再整理させていただいております。これに当たりましては、協働推進課とも相談させていただいて、市民活動、自治会活動の現状と照らし合わせながら、文章を整理しております。

ここでご意見をお聞かせいただきたいのは、本日ご欠席の委員さんから事前に提出のあった自治会強化の支援策に関する意見です。今回、5点意見をいただいております、1点目、2点目につきましては自治会で判断してもらうべきお話、2点目につきましては、後でまた出てくる話ですね。ここでは割愛させていただきます。

3点目と4点目ですね。自治会役員育成のための行政支援が必要、場合によっては住民以外のスタッフも必要かもしれませんというところで、これを取り込んでいくのか、取り込んでいかないのか。4点目、会社引退後の人材の有効活用が絶対必要であって、こういった人を入れていきたいというお話をいただいております。

これらに対して事務局としては、専任の自治会役員の育成というのは、これは自治会を巻き込んだ議論をしていかないと、一足飛びに位置づけられる話ではないと思います。ただ、円滑な自治会運営に向けた行政支援という形であれば、大きな方向として位置づけは可能かと思っております。

会社引退後の人材の有効活用につきましても、これは前回も少し議論がありましたように、退職者のみにスポットを当てることは異論もあるという気もしますので、社会の各分野で活躍している地域の人材の有効活用という意味合いであれば、位置づけていくことは可能ではないかと思っております。このあたりについてはご意見をお聞かせいただきたいと思っております。

50ページ、施策2です。「市民との情報共有の推進」、ここにつきましてはツールだけが述べられていて、何を共有するのかという部分が述べられてないと意見をいただきました。これに関して、資料1の9ページ、「まちづくり基本条例のある野洲市」であり、「計画・構想」の策定プロセスへの市民参加機会の保障、「審議会・委員会」情報の一元的広報という、この3点提案をいただいております。1点目の「まちづくり基本条例のある野洲市」ということにつきましては、まちづくりの将来像で述べており、あえてここで出す必要があるだろうかというのがあったので、今回この部分については反映しておりません。

2点目、「計画・構想」の策定プロセスへの市民参加機会の保障、これは明らかに市民との情報共有ということになってきますので、この部分では、基本事業体系の中で分かれていた広報、広聴というのを一本にまとめた上で、基本事業の2点目として計画・構想策定プロセスの市民参加機会の保障を追加させていただきました。

3点目で提案いただいている「審議会・委員会」情報の一元的広報については、具体的なツールの話になってくるので、総合計画で位置づけるよりは、それぞれの分野別計画の中で実施してはどうかと考え、今回はここに位置づけておりません。

それと、もう1点、この部分に関する意見として、高齢者あるいは障がい者に対する点字版広報紙の発行、映像の活用というのが提案としてあるのですが、では外国人に対する情報提供はどうかという意見もいただいております、今回は反映させていませんでしたが、その後再

考しまして、例えばホームページ等を利用した在住外国人への情報提供といった取り組みを1つ加えることは可能かと思っております。実際、既にそういった取り組みも一部では始めておりますので、外国人に対する情報提供、情報の共有という概念の追加についても、後ほどまたご意見いただければと思います。

それと、51ページの施策3につきましては、ここもそれほど大きくはさわってないのですが、基本事業体系の2つ目、市の財政情報の共有について、ご意見をいただきました。十分に共有をされていない市の財政情報ということで、3点、市の起債残高の公開、予算編成過程における市民説明会の開催、財務4表の公開などの位置づけをさせていただいております。

52ページ、施策4ですが、これにつきましては効果的・効率的な行政運営ということで、効率的な方にシフトし過ぎているのではないかという意見がございましたので、文言の整理をさせていただいたところでございます。

資料2の54ページ、第7章につきましては計画の進捗管理です。いきなり修正なのですが、51ページが一番上、第7章のすぐ下、「2. 進捗管理の視点」となっていますが、ここは「1. 進捗管理の視点」でございます。また、PDCAサイクルのイメージ図のすぐ下ですが、右下に「(2) 進捗」とありますが、これは改行し、その下段の左端に来るべき文字ですので、修正をお願いします。

今回この部分につきましては、前回と比較をしますと、PDCAサイクルをイメージしながらも、市民に対する徹底した情報公開であるとか、あるいは市民懇談会、あるいは審議会等への市民参加等を通じた、内部だけではなくて市民による直接的な評価という考え方と組み合わせを想定しました。このPDCAサイクルイメージの中でも、市民への情報の公開であるとか、市民参加というイメージを入れさせていただいております。

進捗管理につきましてはいわゆるロードマップを作成し、それに対するヒアリング評価を前提とするものの、徹底した情報公開による市民の目での評価、あるいは外部評価というのも実施していけるようなイメージを想定させていただいております。

評価指標につきましては、前回も申し上げましたが、今回これを見直す、あるいは一定の評価をしていくとといっただけのデータがそろっておりません。そういった関係で、本計画におきましては一旦そのまま継承して、進捗判断の参考にする。ただ、そのまま計画期間終了まで行くのではなくて、中間年の平成25年度にはきちんとデータを収集して検証し、必要であれば見直しをするといったような位置づけにしていきたいということで、そういった文言の追加をさせていただいております。

とりあえず一旦、以上が第6章の基本目標6と第7章です。

<会長>

ありがとうございました。基本目標6と第7章は、資料2ですと、49ページから55ページまでの範囲。資料1ですと、基本目標6に関しては7ページから11ページまで、7章に関しては6ページ。それと、本日配布の意見について。以上につきまして、ご意見をいただきたいと思っております。

まず、今日お配りした意見について議論しましょうか。こちらは、特に自治会に関してご意見をいただいております。1から5番までありますが、これは一通りご説明いただいたのかな。

<事務局>

今3と4だけ中心に言いました。

1番については、回覧物について、これは掲示だけでも十分ではないかと、役員をされた経験からおっしゃっているのですが、回覧していただくか掲示に変えるかというのは、これは行政から一方的に言えることではないので、ここでの位置づけは無理かと思っております。

災害時要援護者リストと合わせた情報の共有化については、前回から意見として出ているので、これは後でまたご説明をしたいと思います。

3番、4番につきましては先ほど申し上げましたとおりで、5番目につきましては、これは意見というより質問かという気がするのですが、自主防災組織に対する訓練等、そういう想定とか、あるいは事例はあるのかということで、これを担当課に確認いたしましたら、現在すべての自治会で自主防災組織がつくられていまして、交付金の交付とあわせて、その中でいろんな条件を整え、訓練をしてくださいとか、年間事業計画を立ててくださいとか、そういったいわゆる一定の規制があるということです。ただそれが義務ではなくて、それぞれの自主防災組織の中で判断をされているということで、一定のルールはあるということをお答えさせていただきたいと思います。

<会長>

ありがとうございます。1番と5番については今のご説明、2番については後でご議論いただくということで、3番と4番についてここで議論しておきたいと思えます。自治会役員の育成や、退職者の人材活用等について挙がっていますが、何かご意見等ございますでしょうか。

実際に載せるとしたら、3番の「円滑な自治会運営に向けた行政支援」、4番の「社会の各分野で活躍している地域の人材の有効活用」は、具体的にはどこに入れられるのでしょうか。

<事務局>

想定としては、基本事業の2番目、市民活動への支援というところで、これは全体をざっと見ますと、主な取り組みとして自治会が具体的には出てきてないので、このあたりで載せた方がいいのかなど。自治会活動については基本認識のところでは挙がっているだけだったので、こうした想定をしております。

<会長>

「想定される主な取り組み」の中で、追加して挙げるという形ですね。もう1つの「人材の有効活用」も、同じのところになりますかね。

ご意見等いかがでしょうか。

<委員>

この自治会強化の支援策に関する意見、これは私もかつて自治会の役員をしていたことを振り返りますと、かなり重要なものが入っていると思えます。ただ、これを総合計画の中に落とし込む場合、この議論はもっとしないといけないと思うのですね。それはこの場でやるのがいいのか、もっと自治会の役員が集まってやるのがいいのか。その方がもっと具体的な生の声が聞けると思うのですね。

ですから、ここで総合計画案に落とし込むのであれば、総論的な、深く入ってまで位置づけるには時間が足りないと思うのですね。これを見ておっても、実に残念なことがいっぱいあるのですよ。議論の前提となる89の自治会の具体的なデータがないのです。多分行政も把握していないと思うのですね。それぞれの自治会、会費がどれぐらいかということについて。専任の事務員がいるところといたら数えるぐらいで、ほとんど非常勤なのです。ここにも出ていますように、回覧でも実に問題があるのです。大きな自治会で回覧してないところがあるのですね。回覧してもものすごい時間がかかるのです。お知らせが終わった後でようやく回ってきたとか、そういう声がいくらでもあります。

ですから、ここでこれを議論しないと、形式だけに終わってしまうかもしれませんが、やるのであれば、相当時間を要すると思うのですね。

<委員>

今、出ていた問題ですが、やっぱり自治会の中で、例えば2番の問題でも、敬老事業は自治会だということになって、行政が今まで行っていたことを自治会に振ってしまったということもあるのです。私ら高齢者にとっていろいろな問題があります。しかしまた、4番の問題にしましても、例えば地域によって、高齢者が自主的に子どもの安全パトロールをやっているところもあるのです。例えば奉仕作業は各地域でみんな高齢者の仕事になっている。そういう現実を踏まえてもらわないと、非常に高齢者は情けないという思いがいたします。

もう1点、4番で退職者云々にスポットを当てる、この前議論が出ていましたけども、滋賀県ではレイカディア大学という老人大学があります。その老人大学は今34期生までいるのですが、近年その大学の人たちが卒業して、地域の中で活動してくれと言っても、してくれない。私もレイカディア大学の推進委員になってやりましたけれども、野洲市の中でも、個人情報どうのと言って、レイカディア大学を卒業してきた人の名簿すら公表してもらえない。

そういう問題がたくさんありますので、おいそれとこの問題について書いてしまうのは、異議がございますので、私はもっと議論する場でやりたいと思います。

<委員>

今の件ですけれど、私のことを振り返ってみると、結構退職する前からいろんなことがノウハウとして入って、退職したらいろんな人がつながっていた。このことがすごく私の人生では助かりました。

だから、具体的に言いますと、私もいろいろ相談を受けます。その中で最も多いのが、民間の会社を退職される男性の方々は、退職後にすることがない。つまり、在職中にいろんなノウハウを持っておかないと、例えば60歳で定年になったときに、なかなか何にも取り組めないのですね。これは私もかつて住民活動の調査委員をしましたが、そのときに言った意見がいまだに解決されていません。民間会社を退職する方々が、今後野洲町の社会問題になることを今から数年前に言っています。いまだに変わっていません。

その大きな原因は何かというと、やはり会社が特に男性の社員を企業に張りつけてしまって、地域活動する時間を与えない。企業内でのことが最優先される。そういう中で、男性が地域社会に帰ってくる。その問題があると思います。それが結局、自治会活動も当たればやむなく1年はやるけれど、それが済めば、あとはもう知らないという現状のもとになっています。

ですから、この問題を突き詰めますと、やはり企業に勤めているときにも将来を見据えた本人の生き方というものを考えないといかんのかなと思いますし、企業もそういう考え方を持たないといけないと思います。私も野洲市に戻ってから結構地域活動をやってきましたけれど、やはり会社との対決なのですね。企業は「自治会と会社とどっちが大事なのか」という攻め方をされました。やはり今もそれは続いていると思います。それがものすごく大きな原因だと思います。

特に女性からの相談が多いのは、本当に主人在宅ストレス症候群ですか、これはかなり重症で、そういう中で、女性がしんどい思いをされています。それがしっかりしないと、今度は自治会活動にもつながってこない。つまり、自分自身が何をしたいのかわからないという状態で企業を退職される。

意味合いが違うかもしれませんが、自治会活動並びに地域の活動の中で男性が特に問題です。女性は二、三人寄れば地域でつながっていますので、結構つながってきます。

<会長>

ありがとうございます。その他、ご意見等いかがでしょうか。

今おっしゃられているように、自治会に関しては、退職者をはじめとする方々に地域でどう活躍いただくかという点も含め、実に様々な課題があります。たちまち具体的などころまでは詰められませんが、やはり頭出しはしておいて、今後検討していかなければならない課題として挙げておく必要があると思います。

皆さんのご意見も踏まえまして、「円滑な自治会運営に向けた行政支援」と「社会の各分野で活躍している地域の人材の有効活用」を、基本事業②の「想定される主な取り組み」に追加して、今後検討する場を設けるという形で頭出ししたいと思います。

よろしいでしょうか。ご異論ございませんようでしたら、以上のように対応させていただきます。

その他、基本目標6と第7章について、ご意見等ございますでしょうか。

<委員>

今の自治会のところでもかかわりますし、皆さんが書面で出された資料1の3ページに基本目標2・施策4、地域福祉基盤の充実ということで、個人情報の開示のことが出ています。

<会長>

それは、後ほど議論したいと思います。

<委員>

そうですか。それは自治会強化の支援に関する意見の2番にかかわるのですけれども。では後ほどでよろしいですか。私も後にしようと思ったのだけど、これが出てきたので。

<会長>

後ほどまとめてさせていただきます。

その他、基本目標6と第7章に関して、ご意見等いかがでしょうか。資料1の6ページから

11ページまでのご意見につきましては、それらを踏まえて資料2にまとめさせていただきましたが。

<委員>

6章でよろしいですか、基本目標6「市民と行政がともにつくるまち」と最初に出ています。この資料2にも出ていますし、今日いただいた資料にも出ているのですが、これでいいのか思ったのは、最後に「地方分権が進む中で、個性ある暮らしやすいまちづくりを進めていくために、自民（自治会や自民活動団体など）」と書いてある。これは「自民党」になるのか、「自民」になるのか、「市民」になるのか、見逃してしまったら大変なことだと思うので、教えてください。間違いかと思って。

<事務局>

これは「市民」の間違いです。すみません。

<委員>

第6章、49ページです。49ページの施策1の基本認識の第2段落の2行目なのですが、「も市民活動団体であり」の次です。「既に住民自治の一端を担う存在になりつつあります」ですが、まあ一端でもいいが、ここはまずこの文面では最初、自治会を第1段落で出してください、第2段落で市民活動団体と出してください。「一端」より「一翼」ではないかなと。翼ですね。一端では寂しいかなという感じがしまして、やっぱり一翼と表現していただくと、自治会と市民団体という形でバランスがいいかなという感じがいたします。

第3段落の「これからまちづくりの原動力となる多様な活動主体が互いの特性を生かし」の次で、「連携することで」という言葉が出てきて、さらにその2行下、「多様な主体が連携し合える仕組みづくりが」と出てきます。連携という言葉でもいいのですが、ここは協働のことを言っているのだから、協働という言葉に置きかえた方がいいかと。連携より協働が多分がちり組み合っているのだろうという気がしますので、どちらかを協働にしてはどうでしょう。最初の連携を協働に直して、2つ目を連携のままにするかとかいろいろ考えたのですが、協働という言葉はいずれにしても使っていた方がいいかなという気がいたします。お願いします。

<会長>

ありがとうございます。最初のは、「連携」のままでよいでしょうが、後ろのは、「協働」がよいですね。まず、関わり合う機会を持って、その上で、協力しながらまちづくりを進めていくと。

あと、第2段落で、「住民自治の一翼を担う」としたらどうかということですが、例えばここは、「地域自治の一翼を担う」といった表現にすれば、地域全体の中で一つの役割、自治会でも行政でもない役割を、市民団体が果たしていくという形になると思います。

この点について、ご意見等いかがでしょうか。ご異論ございませんようでしたら、第2段落は「地域自治の一翼を担う存在」、第3段落は「多様な主体が協働し合える」という形に直させていただきますと思います。よろしいでしょうか。

その他、ご意見等いかがでしょうか。

<委員>

50ページの施策2の「市民との情報共有の推進」というところですね。51ページの③です。「情報公開制度の適正な運用」で、「より積極的な情報公開を進めるとともに、個人情報適切に管理します」とあります。情報公開と個人情報保護は相反するというか、二律背反するところがあり、情報公開をされないが必要な情報が共有できない、個人情報保護が行き過ぎる、過剰反応があるといったことが議論されています。ですから、より積極的な情報公開を推し進めるのは何のためなのかというところが要るのではないかなと思うのです。

まちづくり基本条例推進委員会でも、ここは大変議論になったところで、個人情報保護という、閉ざしてしまう方向になりがちなのですが、閉ざしてしまうことが必ずしも保護ではなくて、必要な情報を共有することで、その情報を大事にするということが個人情報保護だろうと整理をした記憶があります。結論を言いますと、③の本文「より積極的な情報公開を進めるとともに」の頭に、「必要な情報が共有できるよう」と入れていただくと、何のために積極的な情報公開をするのかという、それは必要な情報が共有できるようにするためだということがわかります。

後ほど議案の①～③のいずれにも当てはまらない部分かと思ってまだ発言できていないのですが、まちづくり基本条例の理念をこの総合計画の策定上の理念にするよということ、前回のこの審議会でも発言させてもらったことなのですが、まちづくり基本条例の位置づけがこの総合計画にとっても大事だと私は思っております。そう思いますと、この51ページの②のところにかかわってくると思っているのですけども、「計画等の策定の市民参加機会の保障」というのを入れてくださって、市民の協働体制に一步踏み込んだと思うのですが、せっかくまちづくり基本条例というものがあながら、全国1,700ぐらいの自治体の中で200足らずの自治体しかまちづくり基本条例は持ってないのですけれども、市民にとって、住民自治、市民自治にとっても基本になるまちづくり基本条例でありながら、その存在をご存知でない市民もたくさんおり、ましてや内容とかその意義についてご存じないという方もおられるということです。②の想定される主な取り組みで真っ先にしないといけないのは、市民主体でつくったまちづくり基本条例を皆さんに知っていただいて、一緒に考えようという取り組みをする。まちづくり基本条例の中には、みんなで育てるまちづくり基本条例ですという位置づけがされています。

ですので、結論を申し上げるなら、②想定される主な取り組みの1つ目に「まちづくり基本条例をみんなで育てるための仕組みづくり」というのを入れていただきますと、なぜ計画等へ参加機会が保障されているのか、それはこのまちづくり基本条例で保障されているからとなります。そのまちづくり基本条例をまずみんなで育てようよということを入れていただきたいなと思います。お願いします。

<会長>

2点、ご指摘がありました。

まず、「③情報公開制度の適正な運用」の本文の頭に、「必要な情報が共有できるよう」を付ける。そのための公開と保護をしていくということですが、この点について、ご意見等ございますでしょうか。

<委員>

この情報公開制度の適正な運用で、非常に難しい問題で、矛盾してしまうのですね。知る権利と守秘義務やプライバシーの保護とが非常に矛盾するところがあるわけです。想定される主な取り組みがありますが、その矛盾した関係をきちんと押さえられないのです。ここは注釈が必要だと思いますね。

<会長>

ありがとうございます。その他、ご意見等いかがでしょうか。

ここで挙げる「情報公開」と「個人情報保護」というのは、野洲市の総合計画、野洲市のまちづくりを進めていく上での前提として、それらをどう位置付けるかということでもあると思います。まちづくりの中での位置付けという意味では、先ほど委員さんがおっしゃったように、「必要な情報が共有できるよう」という文言を付けるのは可能かと思うのですが、いかがでしょうか。

<委員>

個人情報基本法が定められて、この条例を日本人が見事に守っているのですね。情報というのは、行政から出てくる情報、市民が生活する中での情報、これをしっかり分けて考えないと。なぜこれを国がつくったのかといたら、一時、行政が悪いことをして、真っ黒に墨を塗った資料を出していましたが、自分たちの情報を隠すためにつくったのだと私は思っています。多分これは当たっていると思います。国民が願ってできた法令ではありませんので。

行政からの情報開示、これはものすごく大事です。私たちも知る権利があります。市民生活の中で、私たちが生きていく中で、やはりこれは個人情報だけではなくて、人と人との間が希薄になってきた。そういう社会的な背景があるのかなと思います。それで、言うてはいけない、聞いてはいけないということで、結構しんどい思いがあります。ですから、情報ということについては、やっぱり行政対市民とか、あるいは市民対市民、その2つのところを考えていかなければいけないのではないかと思います。

<会長>

ありがとうございます。その他、ご意見等いかがでしょうか。

では、以上の意見を踏まえまして、「必要な情報が共有できるよう」という文言を追加することで、この項目はまとめさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

もう1点、「③計画等の策定への市民参加機会の保障」の「想定される主な取り組み」の中に、「まちづくり基本条例をみんなで育てるための仕組みづくり」というのを追加したいというご意見ですが、いかがでしょうか。

<委員>

「条例をみんなで育てる」という言葉自体が、いまひとつピンと来ない、わかりにくいと思いますので、この部分に関しては、同じ内容でいいかと思うのですが、一般の人がもう少しわかるような具体性のある表現に変えた方がいいかと思います。まず周知をもっと図るなどとい

った方がわかりやすいかと思いました。

<事務局>

事務局としても判断に迷うところで、そもそも、まちづくり基本条例の中にみんなで育てていきましょうという規定がある。ここの出だしのところは、「まちづくり基本条例の理念に基づき」となっていて、その取り組みをもってみんなで育てていましょうとなりますが、その辺の整合はどうなのか。事務局では扱いに困ってしまうというのが正直なところですよ。

<委員>

委員がおっしゃったように、そのまちづくり基本条例がもう一つ市民に周知されていないというのは、認識としてはそれでいいのでしょうか。まずそこからかなという気はします。皆さんいかがでしょう。私は知りませんでした。

<会長>

ここで述べることになるのかどうか。「想定される主な取り組み」ですよ。具体的に施策・事業を進めていく中での取り組みという位置付けがふさわしいものかどうかということなのですが。いかがでしょう。

<事務局>

どうでしょう。「計画等策定への市民参加機会の保障」という見出しと、育てる仕組みづくりというのは整合としてどうなのかなという部分もあって、むしろまちづくり基本条例の中にも、この計画等への市民参加を保障するという内容が盛り込まれていますから、むしろ今おっしゃっていただいたように、まちづくり基本条例の理念の周知みたいな形で取り込んでおく方が表題とも合致をしてくるのかなと。しかも、その中身にはみんなで育てる条例ですよということもきちんと位置づけられておりますので、そのような形でいかがでしょう。

<委員>

ここの整理の仕方として、この第1次総合計画とまちづくり基本条例は同じ平成19年だったと思うのですが、半年先に総合計画ができて、半年後の19年の10月かな、まちづくり基本条例ができて、両方私は傍聴の立場でしたので、どうすり合わせをされていたのかはよくわかってないのですが、大きな齟齬は発生していないと思っているのですね。

現在は、まちづくり基本条例があり、ですから総合計画も齟齬のないものとしてでき上がっているわけですが、この見直しに当たって、私がずっと気になっているのは、第1次総合計画の15ページに第6章という章立てがされていて、まちづくりの基本理念という形で出ています。それで、ここに人権・環境の視点と協働の手法というものにつながるものが1ページで書かれているわけですね。この時点では、まだまちづくり基本条例はなかったのですよ。今回の見直しの今の時点では、基本条例があります。もちろんまちづくり基本条例が最高規範性を持っておりますので、総合計画はそのまちづくり基本条例の理念に従って策定されるのが当然といえば当然なのですけれども、当時、第1次の総合計画のときにはなかったまちづくり基本条例が今はあって、それが基本理念となってこの総合計画が策定されていますよという、そ

という章立てにならないといけないのではないかなとずっと思っております。

今回、文書でも出させていただいたのですが、その中ではこの改正案の第4章の中にそのものを入れるからいいのではないかなという事務局の返答があったように思っているのですが、その第4章をあけていただくと、8ページなのですけれども、第4章「将来都市像～めざすべきまちの姿～」というところになってきます。これはまちづくりですね。将来都市像としての目指すべきまちの姿というところで、こういうふうを目指していますというところなのですが、総合計画を策定していく上での基本理念というのは、この「将来都市像～めざすべきまちの姿～」よりもう一つ根本、原点に近い方にまちづくりの基本理念というのがあるものなのだろうなと思っています。

なので、第4章に盛り込んでいただいてもいいのですが、それならばこの「将来都市像～めざすべきまちの姿～」の第1項目として、まちづくりの基本理念を1番目に記して、現在はまちづくり基本条例があることを示してほしい。だから、当然総合計画はまちづくり基本条例の理念に従って策定されるし、その具体化としては、人権・環境の視点と協働の手法がありますと。人権・環境の視点というのは、この第4章に書かれ、協働の手法としての具体策は第6章に書かれているよということが明確に表記されることによって、何が根本にあって、どう章立てされているのかというのがよくわかってくるのではないかなと思います。

ずっと紆余曲折していったのですが、それで今の部分に戻っていただいたならば、肝心なまちづくり基本条例の部分が、なおさらまだ、19年からもう4、5年たっているわけですけども、皆さん市民に親しまれている状態とはまだ言えないですね。ですので、ここに想定される主な取り組みとして、初めの第一歩として、このまちづくり基本条例をみんなで育てる。みんなで育てるということについては、まちづくり基本条例の中でそういう表現がされているわけですね。ですから、そのまま使っていただいたら最も素直かなと思ひまして、まちづくり基本条例をみんなで育てるための仕組みづくりというのを具体案としてここに入れていただいたらなと思います。

計画等の「等の」となっていますので、まちづくり基本条例が皆さんに親しまれているものならば、ここにそんな具体案を入れる必要はないのですが。計画等にも「等」が入っていることですし、計画等の策定の市民参加機会ということで、まちづくり基本条例が含まれてもよいのではないのでしょうか。まちづくり基本条例を育てるには参加機会が十分にはまだ保障されていないという矛盾を抱えて議会で承認されているのです。議会で修正が入ってしまって、そうなっているのですけども。

ですので、まず、まちづくり基本条例をみんなで育てられるような仕組みづくりにまず一歩踏み出さないといけないということを、ぜひ出していただければなと思っております。お願いします。

<会長>

第4章についてはまた後ほど改めて議論させていただきますが、委員さんがおっしゃっている趣旨はわかるのですが、位置的にここで提示するのがいいのかどうかという点です。つまり、「仕組みづくり」という施策として具体的な取り組みの方向があるのであれば立ち上げていったらよいと思うのですが、もっと大きい話での、まちづくり基本条例において進めていくべき理念というか方針として掲げているものであるなら、むしろ第4章を整理して対応してはどう

か。この総合計画自体、まちづくり基本条例と理念を共有し、それを実現していく上での具体的な方策ですから、第4章で位置付けた方がすっきりするのではないかと。

他の委員さん、ご意見等いかがでしょうか。

<委員>

言うまでもなくまちづくり基本条例というのは野洲市の憲法なのですね。最上位の条例です。ですから、総合計画が後からできたとしても、その精神を生かして審議をされたと思いますので、この文面を素直に読めば、私はこのとおりでいいと思うのですね。おっしゃる仕組みとなると、イメージがわかりません。ですから、言葉遊びでなく、周知ということで十分その意は尽くせますし、基本条例が市民に理解されているのかと聞いたら、それは皆さん自信ないでしょう。行政も自信ないですし、おそらくこの総合計画もこれからコミセンごとに説明会があったとしても、どこまで市民の参加があって理解が得られるかというのは、これは想像したらわかると思うのです。しかし、やらなければならない。やはり理解する人もあれば、理解するのに長引きそうな人もある。これはやむを得ないのです。限界があるわけですから。ここは素直にこの形でいいと思います。

<会長>

その他、ご意見等いかがでしょうか。

そうしましたら、この部分では特に追加せず、第4章のまちづくり基本条例との関係を位置付けるところで明確に示すという形で行きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

<委員>

周知という形はどうなるのですか。

<委員>

周知というのはなしに。

<事務局>

ただ、全体を見たときには、まちづくり基本条例と理念を共有するという前提にはなっているので、だからそういう意味でまちづくり基本条例を周知していきますよという位置づけは総合計画であってもいいのかなと。ただ、最高規範の中にうたわれていることを、その下に位置する総合計画があえて述べるのはどうかと思うのですけれども。だから、周知というのはどこかで入れてもいいかなという気はします。

<委員>

今の件に関してなのですけれども、第4章に1番の「めざすべき全体像」の下から2行目、「また野洲市まちづくり基本条例とまちづくりの理念を共有し」、ここで共有しているのに、何で後ろに来て周知になるのかと。順序がおかしくないかと思うのです。したがって、この第4章にまちづくり基本条例を周知徹底し、徹底とまでは言わなくていいかと思いますが、周知する方向へ持って行って、その理念を共有し、そしてそれを生かしていく、そうい

う形にした方が、第6章で挙げるよりは順当な気がするのですが、いかがでしょうか。

<会長>

ありがとうございます。いかがでしょうか。第4章で、それを広く市民に伝え、市民と共有していくということを含めた内容にすると。

よろしいでしょうか。今、委員さんからご提案がありましたように、第6章では載せず、第4章の中で市民との共有、条例と計画との共有という形で対応したいと思います。ありがとうございました。

その他、基本目標6と第7章について、ご意見等いかがでしょうか。

<委員>

第6章、最後です。53ページになりますね。効果的・効率的な行政運営システムの構築ということで、前はなかったように思っているのですが、想定される主な取り組みのところ、2つ目で、「民間委託や指定管理者制度などの外部委託の積極的な導入」というのがあります。

<事務局>

これは削除した部分です。

<委員>

削除ですね。現行の流れはどう考えてもそういうふうにはなっていないなと思っていますので申し上げました。

<会長>

その他、基本目標6と第7章に関して、ご意見等いかがでしょうか。ご異論等ございませんようでしたら、基本目標6と第7章については、これをもって最終案としますが。

<委員>

第7章ですが、最後の54、55ページになりますね。ここで前回も申し上げたのですが、現行の総合計画では行政評価が出てくるのですね。実際に行政評価は実施されています。それが平成22年以降はされていないのかな。外部評価などもされていて、そういう行政評価という言葉の位置づけ、言葉そのものがこの見直し案では一切出てこなくなっていて、この行政評価というのがなくなるわけではないと私は思っているのですね。

例えば、市長のマニフェストの進捗状況というのが定期的に公表されておりますが、マニフェストと総合計画は関係ないことは全然なくて、項目立てや視点は大きく違うところもあるかもしれませんが、それぞれに行政について評価していることには変わりありませんので、そういったマニフェストの評価は、行政評価の一種ですので、加えてみるというのも手でしょうし、それ以外にもいろいろ行政評価はされているのではないかと考えています。全くその言葉がなくなってしまっていますが、行政評価を活用するという意味でも、その視点は要るのではないかと考えておりますので、お尋ねいたします。

<事務局>

行政評価という言葉は使っていませんけれども、例えば管理の進め方の2段落目の文章はまさにいわゆる行政評価の手法ですので、行政評価という言葉を使うか使わないかということかと思えます。それと、もう1点、行政評価自体が客観的にどういうことをするのかということがきちんと定まっているわけではないのではと思いましたが、あえて今回、行政評価という言葉は使っていません。

現実には、例えば個別施策の担当部署に対して、ロードマップの主要な事業についてヒアリングを行って、その中で取り組みがその施策、基本事業の目標達成に合致し、実現に貢献しているか、あるいは目標を達成するために必要なことや、課題になることは何かといったことを横断的に検証しており、これまで取り組んできたことが平易な表現になっているということです。あえてどうしても行政評価という言葉にこだわるべきだということであれば入れますが。

<会長>

このPlan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）のサイクルの中で「評価」を位置付けた上で、具体的にやる内容を言及したと。

<事務局>

そうですね。行政評価の手法をもってと言ってしまうと簡単なのですが、では行政評価とは具体的に一体何なのかと言われたときに、客観的にきちんとした説明がつきにくいという心配があったので、今回平易な文言だけに限らせていただいております。

<会長>

いかがでしょうか。PDCAの、Check（評価）という形で、「評価」を削除したわけではなく、具体的にどういうことをするのかの説明は（2）に示したと。第7章は、総合計画の進捗とそれに対する評価といった進捗管理に関する章としての位置付けということで、いわゆる一般的な行政評価とはまた違うという理解ですか。

<事務局>

かえって行政評価と言ってしまうと、手法が限られてしまうような気もするので、またいろんな角度から評価、進捗管理をしていくという意味では、あえて縛りをかけない方がいいのかなという気もしているのですが、そのあたりいかがでしょうか。

ただ、文書的には行政評価の手法を用いてというのを入れるのは可能だとは思いますが。

<委員>

私個人の印象を申しますと、行政評価というのはいわば通信簿みたいなものですね。そうすると、行政が仕事をして、行政が評価する。要するに、自分で自分の通信簿をつけるような感じになると思うのです。それは非常に客観的ではない。だから、そういう評価などというかたい言葉を使わずに、先ほど説明がありましたような漠然としたものでいいのではないかという感じがします。

<委員>

このPDCAサイクルということで図を示して書いていただいているのですが、確かに計画して、実行して、評価して、改善という工程なのです。国の民主党が事業仕分けして、きちんとやりましたけれども、拘束力がなくて、すでにいろいろなことが決行されているということで、今までどおり事業仕分けがなかったように事業がされていることがあります。私も総合計画のこの図を見て、総合計画にはどれだけの拘束力というのか力というのか、そういうものがあるのかなと思いつつながら、このようなActionまで書いていただいたら、そのActionがどうであったかという、そこの評価もそこまで行くのかどうかということも考えました。

この総合計画を変えようと思ったら、もう一度その点に関して民間から有識者などを公募して、こういうことについて委員会を立ち上げて変えることもできると思いますし、改善の後も大事だと私は思います。

<会長>

ありがとうございます。その意味でも、54ページに「計画の進捗状況は市民に分かりやすい形で積極的に情報公開し、市民をはじめとする外部の人々による評価が可能な仕組みを検討」という形で、一般に言う行政評価についてもここで踏み込んでいると思います。ので、文面としてはこのままでも特に問題はないかと思いますが、いかがでしょうか。

<委員>

この総合計画ですね、行政評価という言葉を入れるか入れないかはともかくとして、なぜ私が行政評価ということを上げたかということ、第1回のこの総合計画審議会でも配布されているのですが、施策評価表や野洲市行政評価生活指標測定があります。私も行政が自ら行う行政評価なので、そんなに内容は期待できないかなと思って目を通したわけなのですが、これは外部評価結果もあるのです。なかなか見落としがちなのがきちんと指摘されたりしているわけなのです。

そういう意味で、こういうことが不定期にせよ、行政評価という形のネーミングで実施されるならば、やはり活用しない手はないのではないかという思いがありまして、確認させていただいたということです。

<会長>

ありがとうございます。それら資料については私も同感で、当初から事務局とは随分やりとりをしてきた課題です。この文面に「評価」という言葉は残っているわけで、PDCAの中でやっていくと。そういう評価を含めた進捗管理をしていくということになるわけです。

よろしいでしょうか。いただいたご意見はその趣旨を踏まえていただくという形で、文面としてはこのままでもまとめさせていただきたいと思います。

<委員>

その結果なのですが、これは外部評価になるのか、それとも住民評価になるのか。

<会長>

文面のとおり、「市民をはじめとする外部の人々による評価が可能な仕組みを検討」ですので、初回に配布したような基本的な資料はもちろん必要ですし、それに対して有識者や住民に対するアンケートなり委員会なりという形になると思います。いずれにしても外部も含めて評価することの検討が示されていると。

その他、ご意見等よろしいでしょうか。そうしましたら、基本目標6と第7章につきましては、以上を答申案として最終的にまとめさせていただきます。ありがとうございました。

休憩を入れましょうか。4時5分まで休憩ということでお願いします。

(休 憩)

<会長>

時間となりましたので、再開いたします。

審議事項③に入る前に、1点だけ漏れがありましたのでお願いします。

先ほど事務局からも説明がありましたが、基本目標6、51ページの「①広報・広聴の充実」で、障がいのある人・高齢者への配慮というはあるのですが、在住外国人への情報提供についての記述がないと。そこで「想定される主な取り組み」に、「ホームページ等を利用した在住外国人への情報提供」を追加したいと思いますが、いかがでしょうか。既にそういった取り組みも一部、始まっているようですし。

異議がございませんようでしたら、以上の点につきましては追加させていただきます。

そうしましたら審議事項の「③委員意見への対応」ということで、資料1をもとに、これは1つずつ議論させていただきます。事務局からお願いします。

<事務局>

ありがとうございます。それでは、審議事項3の市民や委員の皆さんからいただいた意見についてご説明申し上げますが、その前に1点だけ修正です。資料2の50ページなのですが、**「施策2 市民との情報共有の推進」**のその下、「**施策の目標**」のところの出だしが**市民**というところ、「**市市民**」と「**市**」が2つ続いていました。削除をお願いいたします。

そうしましたら、皆様からいただきました意見に対して、事務局の考え方をお示しさせていただいて、1点ずつその方向性を確認させていただきたいと思います。

それでは、資料1ですけれども、まず計画の全般につきまして、これについては今回、基本構想と基本計画を一本化するということから、第1章から第5章に比べて、第6章が膨大になっているということ。それでバランス的にはどうかというご意見をいただいているのですが、今回の見直しは、地方自治法の改正の中でも、義務化が外れたことから、基本構想と基本計画を一本化するような形で、計画全体を整理統合するという意味もございましたので、今回については基本的にこのままでお願いしたいと思っております。

<会長>

ご異議等ございませんでしょうか。よろしければこの形で進めさせていただきます。

では、次、お願いします。

<事務局>

続きまして、第3章「現状と課題」ということで、本日お配りした資料2の5ページになります。これは前回の審議会の中でもご意見をいただきました。この中で「思いやりの心」という部分について、これは行政が施策の中で使っていくというのかはいかがなものかということでもございましたけれども、その一方で、やはりあらゆる人間関係を考えていく上で欠くことができない要素であるから、これを残してはどうかというご意見もいただきました。

これにつきましては前回、「社会性」といった言葉に置きかえたらどうかという意見をいただきまして、これに単純に置きかえても意味合いとしては通じるので、事務局では「社会性」への置きかえでいかがかなということも思っております。あと、ほかの方々とも議論した中で、「他者を思う心」といったような言葉への置きかえも可能ではないかということもあったのですが、このあたりどうでしょうか。

<委員>

「思いやりの心」や「思いやり」「やさしさ」については、こだわってきた部分がありますけれど、思いやりを漢字で書けば「思って遣わす」となってね、どうしてもそこに上下関係が出てくるのです。平衡感覚、対等ではないということ。その辺がすごく気になるところで。ですから、「やさしさ」もそうなのです。やっぱり余裕のある人がやさしさを持つのであって、本当に追い詰められている人はやさしい心って、なかなか持ちづらい。

その中で軽々しく、私個人は人権啓発にかかわってから、「思いやり」「やさしさ」「同情」、そういった言葉は極端に言えば文章に一切書いていません。思って遣わす、その辺がどうしても怖い。そこを理解しての思いやりならいいけど。

よくいじめで、いじめる側が「私たちはやさしくしているだけ、一緒に遊んでるだけ」と言うけれど、相手が「嫌」と言ったときに、さっと引ける。そこが1つの人権感覚ということではないかと、いじめる側の思いとして「やさしくして、一緒に遊んでいるのにどこが悪いのか」となることがあります。その辺のところをしっかりと分けられたら思いやりもいい、すばらしいことになるのですけれど、そのことを申し上げたい。

<会長>

他の委員さん、ご意見等いかがでしょうか。

<委員>

基本的には委員がおっしゃったように、人権という立場から見た場合は思いやりというのはどちらかというと、上から目線のような感じがします。けれども、人間が育っていく、大人になっていく、そのために自然を含めたすべてに対するやさしい心、これは絶対必要です。そういった意味で、私は「思いやりの心」というのはぜひとも残したいという考え方をしています。人権の立場から言った場合は、それがすべてだとは思っておりません。ということで、それは私の意見として、強調させていただきます。

<委員>

「思いやりの心」というのは気持ち、1人ひとりが持つ気持ちの問題だと思うのです。「社会性」で意味は通じるのですけれども、「社会性」というのは頭で考えた思いやりといいますか、要するに仲よくしないとだめだから仲よくしましょうというのが「社会性」、極端な言い方をすればですが。そういう感じを受けるのですよね。

したがって、私も「思いやりの心」、あるいは「他者を思う心」といったものは、情緒的な面もありますけれども、つけ加えた方が無味乾燥にならなくていいような気がします。

<委員>

よろしいですか。今おっしゃったことで言いますと、私は「他者を配慮する」という言い方をします。委員がおっしゃった自然にやさしいとか自然を思う、このことは大事なことです、人間関係の中で対等な立場と、思いやるという、その辺は違うのではないかなというようなことがあるので、やさしさとか思いやりを否定しているのではないのですけれども、ただ、この場合はどちらかといえば「社会性」ではないかと。簡単に言いますとこの文言の上に規範意識や、社会意識がかなり低下している部分があるのではないだろうかということから、「社会性」という言葉がわかりやすいのではないかと思います。

<委員>

根本的には同じ考え方なのです。ただ、ここで項目に挙がっていますが、子育てという項目であるわけです。子どもを育てる場合に、子どもにやさしい心というのを教え込むこと、これは大切なことなのです。それがだんだん発展して行って、みんな平等だという気持ちにつながってくる問題だと私は思うのです。やさしい心がなかったら人を支えるという気持ちは出ないと思うのです。そういった意味で、私は「やさしさ」というのが、支え合うということもありますけれども、そういうことが私は子どもを育てるという意味では必要だということで、特にこだわっております。

<会長>

その他、ご意見等いかがでしょうか。

「他者を思う心」や「他者を配慮する心」「互いを認め合う心」などの表現もあるのですが、どうでしょう、「子育て」の項目の中での位置付けとしては、「思いやりの心」という言葉をそのまま残してもよいのかなと。「やさしさ」を包含する意味で表現するとすれば。

<委員>

率直な考えですけれども、学校の先生が子どもにあいさつをするときにいろいろ人間的なお話をしている。必ず学ぶ力と、そしてまた人間形成、思いやりの心ということをよく言われております。これは一般の教育関係では当たり前のことです。それを今「社会性」に変えたところで意味がわかりにくい。私は入れておきたいと思っております。そのところはお願いたします。

<委員>

先ほどの話で、人権の立場からいろいろとお話があったのですけれども、基本的な内容とし

ては、やさしさというのは、今おっしゃったように大事なことだと思うのです。優しいというのは人偏に憂いと書きますね。人の弱さ、苦しさ、悲しさ、そういうものを憂い、お互いに憂える、そういう心を共感的に持つ。これがやっぱりやさしさということだと思うのです。それを煎じ詰めれば思いやりという。だからこの「思いやりの心」というのは、「社会性」に置きかえたら意味が通じないと思います。基本的な形では、そういう意味で現行に私は賛成です。この言葉でいいではないかと思えますけども。

ただ、人権感覚の場合、思いやりと言うと何か見下げた感じで、差別意識のようなものが背景にあるので、差別の一つ、同情なんか欲しくないということだと思うのですね。哀れみを請うという形ではなしに、対等な形での思いやりだと思うのです。そういう意味では、あまりこだわり過ぎると、わからなくなってくるのではなからうか。これは基本的には普遍化している言葉だと思います。だからこのままでいいのではないかと思えます。

<会長>

ありがとうございました。実際にいろいろな施策に取り組むときには、ぜひこうした議論を反映させるようにしてください。こうしたやりとりが財産ですから。そういう形で扱っていただくということを付け加えさせていただいて、ここの文面についてはこのままで行きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、次の項目、お願いします。

<事務局>

続きまして、6ページの安全の部分で、原子力発電所の安全性について触れているあたりなのですが、この部分で、具体的には福島原発の被災者が差別を受けている、人権を侵害されている、こうした問題もここで記載してはいかがかと。あるいは、新たな人権問題の発生のところで、具体的な事例として福島原発の問題を取り上げてはどうかというご意見をいただいたのですが、安全の部分につきましてはあくまでも危機管理の面から課題整理をしているということで、ここで人権の話を持ち出してくるのは、整理としていかがなものかと。

また、新たな人権問題の発生については当然、福島原発で想定されている人権侵害ということも含めた、新たな問題に対応していくという方向性を表示していると解釈しますので、事務局としては基本的には現状のままお願いしたいと思っております。

<会長>

いかがでしょうか。新たな問題ですが、文面としてはそれらも包含した表現になっていると。これもぜひ、実際の施策に取り組む中でも課題として取り上げていただくということで、ここの文面についてはこのままで行きたいと思いますが、よろしいでしょうか。ご異議ございませんようでしたらこれをお願いいたします。

<事務局>

続きまして、人口フレームにつきましては、先ほど説明させていただいたように、議論いただいたとおりですので、これについては省略をさせていただきます。

次に第6章・まちづくりの基本施策の中で、「基本目標1 子育て・子育て支援の充実」。こ

これは本日お配りした資料では13ページになります。

これもおそらく前回ご質問いただいていた部分で、現行計画に記載をされている3点、母体の保護、不妊に悩む夫婦への支援、犯罪や虐待から子どもを守る、この3つが削除されているのはなぜかということだったのですけれども、実は母体の保護と不妊への対応につきましては、次世代育成プランという中で具体的に位置づけをしております、総合計画としては「基本事業1 安心して子どもを生み育てられる環境づくり」という中でその方向性を示しているという認識をしていますので、具体的な内容としては記載をしなかったということですが、審議会のご意見として特に個別の記述がこの分について必要であるということであれば、記載をしていくことも差し支えないと考えております。

「犯罪や虐待からの子どもの保護」につきましては、「基本事業2 子どもが健やかに育つ環境づくり」の中で取り上げさせていただいております。

これにつきましては、引き続きその下の「人権の尊重と恒久平和」、本日お配りした資料では19ページになるのですけれども、ここでは虐待という文言だけ取り上げさせていただいているのですけれども、その裏には、例えば児童虐待であるとか高齢者虐待という具体的な事例があるので、そういった文言を取り上げるべきではないかというご意見もいただいたのですが、これにつきましてもそれぞれ「子育て・子育て支援の充実」あるいは「高齢者福祉の充実」の中で、それぞれに対する虐待問題を取り上げておりますので、人権というくくりの中では虐待という文言だけにとどめさせていただいております。

<会長>

ありがとうございました。以上の点について、ご意見等ございましたらお願いいたします。

<委員>

子どもの虐待、高齢者虐待という項目はきっちり挙げた方がいいのではないかと思います、提案させてもらいました。それぞれの分野で記載してあるということですが、本当は具体的に書いてほしいと思うのですけれど、何となく虐待という文字が入って、それで終わりでもいいのかという思いもあります。

<委員>

資料1の2ページの基本目標1施策1の①～③については、提案というより質問だけです。なので、この審議会では「よいのではないかと」というのであれば、それでいいかなと思っているレベルです。

虐待のところは児童虐待、高齢者虐待、具体的に挙げなくてもよいのかというのは、挙げた方がいいんじゃないかという意味で今も意見をおっしゃられたとするならば、野洲市でも児童虐待で亡くなられた事件が起こっておりますし、具体的に書いてもらった方がいいのではないかなと思いました。

<会長>

後半に関しては、それぞれ、「高齢者福祉」の施策のところでは「高齢者への虐待」、「子育て」の施策のところでは「子どもへの虐待」、各項目の中でも虐待についての文言があります。それぞ

れでも対応する形でカバーしてあるので、ここは問題ないかと思いますが。

<委員>

カバーしてあると。

<会長>

前段については事務局の説明では、次世代育成プランの中でも具体的に位置付けており、これらについても包含しているとのことですが、いかがでしょうか。ご異議がございませんようでしたら、このまま行かせていただきますが、よろしいでしょうか。

では、次の項目、お願いします。

<事務局>

続きまして、25ページの高齢者福祉の充実につきまして、今日お配りした資料では24ページになります。「③介護予防・介護サービスにより笑顔で暮らせるまちづくり」、認知症に対する周知、普及啓発であるとか、認知症サポーターやキャラバンメイトに対する概念を述べさせていただいたのですけれども、これに加え、介護をされる介護者家族への支援ということについても、その概念を追加できないかということが意見としてございました。

事例として、ここへ追加していくということについては特に問題ないとは思いますが、審議会の総意としてそれでよいか、確認させていただきたいと思えます。

<会長>

この追加について、ご意見等いかがでしょうか。

<委員>

私は介護者家族の会から来ております。介護者家族の支援ということが、先ほども高齢者虐待ということを申し上げましたけれど、介護されている方は、極端に言いますと100%虐待します。それぐらい虐待の比率は高いです。そういった中で、そういった家族をどのように今後支援あるいは相談していくのか、どんなことをしていくのかということがものすごくこれから大事になると思えます。

野洲市も高齢化率が20%を超えました。これからますます、ここ10年、20年の間は高齢化とともに介護の問題が重要な課題になりますので、ぜひともこれは介護者家族の支援ということを入れさせていただきたいなと思えます。

<会長>

他の委員さんから、ご意見等ございましたらお願いいたします。

<委員>

介護問題というのは社会的にどんどん大きくなってきております。今おっしゃったようなことで、私も介護、直接には関係ないのですが、介護の関係の仕事にも勤めたことがございますが、やはり介護する立場の人が非常に切羽詰まっている状態なのですね。実際に、もうべ

テランになってきますと「介護はいいかげんにしておけばいいよ」と、こういう言い方をされる方もありますが、実際に直面するとそうはいかない。だから、そのときにそういうサポートをしてくれる組織なり制度があれば、介護される方は非常に助かるといいますか、社会の中の大きなウエイトを占める問題だと思しますので、ぜひともこれは入れていただきたいなと思っております。

<会長>

ありがとうございます。その他、ご意見等ございましたらお願いいたします。

<委員>

これにつきましては、このごろ老々介護というのがたくさん出てきてね。だから、老々介護に入った人は、もうお父さん、お母さんが90代、100近くになって、その人は70ぐらいで介護しないとイケない。「何とかならないのか」という声をよく聞きます。これからどんどん出てくる問題だと思しますので、ぜひ入れていただきたいと思っております。お願いします。

<会長>

その他、ご意見等いかがでしょうか。

高齢者の介護者家族の問題と、もう一つ、障がい者に関しましてもそのような問題があると思います。障がい者の家族は、高齢化に限らず、そういった問題を抱えて続けています。高齢者の介護問題と同様、障がい者の施策でも、その家族を含めた支援に取り組んでいくという形で入れる必要があると思います。

<委員>

介護者家族を入れるか入れないか、私が言うに入れなくていいように聞こえるかもしれませんが、決してそういう意味ではありませんが、この次の「施策3 障がい者福祉の充実」の基本認識に「高齢化の進展に伴い、障がい者の増加や、障がいの重度化・重複化などが進むとともに、一人暮らしの障がい者や障がい者を支える家族の高齢化も深刻な問題となっています」とあり、そういう意味が含まれているのではないかと思うのです。

加えて、先ほどのその上の③、一番上の③、そこに想定される主な取り組みの中に、「個人の状態に応じた介護サービスの提供」とか、「介護給付の適切な運用」とか、「介護サービスの持続的な提供」、これらはすべて、もちろん介護される側のサービスにもなるのですが、それはもちろん家族に対する支援であると一体化されているのではないかと私は考えておりますので、あえてここに「介護者家族」という言葉を入れますと、どうもこの介護者に対する項目が分厚くなり過ぎて、他と比べて、重きを置き過ぎるのではないかという感じがします。

<委員>

障がい者の問題は本当に、生まれてすぐ障がいを持つ方もおられれば途中で障がいを負われるという、そういった意味での親子関係あるいは兄弟の、家族の障がい者の介護と云えばいいのか、介助ですね。意味合いが違うのかなと思います。でも、障がい者の家族に対する支援というのは、本当はものすごく大事です。高齢者、老々介護と、時間的にもものすごく長い間の介

助になってきます。それで社会的にもまだまだ不備な点がございまして、これも掘り下げ出すと切りがないのですけれども、やはり厚く必要かと思えます。

<委員>

障がい者につきましても、介護につきましても、社会的支援あるいは市民同士の支援ですかね、そういう視点でも当事者に向いてきたという、もう少し強く表現するなら当事者のみ視点が向いていたというところがあったということが書いてある。それで、この数年ですかね、例えば認知症で介護されている方がおられたら、その認知症で介護されている方だけの視点ではだめですよ。それを介護されている方を支援するという視点がないとちませんよということ、ようやくこの1～2年前ぐらいからですかね、社会が気づき始めた。ですから、この総合計画にもその気づきがやっぱり明確に出されていないといかんと思うのですね。なので、介護者家族への支援と、家族へ支援するんだということが明確化した表現がやっぱりあった方が、総合計画は気がついていると。そこは障がいについても同じだと思います。

<会長>

ありがとうございます。その他、ご意見等よろしいでしょうか。そうしましたら、「高齢者福祉」の施策に関しましては、「③介護予防・介護サービスにより笑顔で暮らせるまちづくり」の「想定される主な取り組み」の中で、「介護者家族への支援」という形で頭出しするというところでよろしいでしょうか。

障がい者の家族については、基本認識の2、3行目に出てくると、①相談支援の本文ですね。あと、③自立のところ、ここは自立に向けてのサービスの充実の中です。あえて頭出しするとなると難しいのですが、施策3については事務局で再度見直していただいて、本人だけになっている記述は、できる限り家族も含めるよう確認していただければと思います。よろしいでしょうか。そうしましたら、以上の点に関しては、そのような形でまとめさせていただきます。

それでは、次、お願いします。

<事務局>

次は、基本目標2の「施策4 地域福祉基盤の充実」。今日お配りした資料では26ページになります。これにつきましては先ほどから話題になっている部分ですけれども、個人情報の開示に関して、地域で独居老人などが増えておられて、そういった方々の情報の共有がなかなか難しいという中で、国の法律があるとはいえ、地方の時代なので、「独自に決まりを設けてはどうか」という意見をいただいたのですが、現実的には個人情報の保護については、それを知りたい、それを必要とする人がいる一方で、それを知られたくないという方がおられるのも、事実でありまして、地方の権限において自由にできるという問題ではないところがあります。具体的な対策といたしましては、本人の意思を尊重しながら、自治会とか市民の連携の中で方策を生み出していく必要があります。

実際には市でも、本人希望に基づいた手挙げ方式にはなりますけれども、こういった、例えば災害時の要支援者等についてのリスト作りの準備を始めております。こうした中での対応を考えていきたいということで、総合計画では26ページの基本事業2の主な取り組みの中で、

「自治会活動などを通じた地域内の連携や信頼関係の構築と情報共有」といった方向性を出させていただいております。

これは部会の中でも議論させていただいたのですけれども、基本的には本人の意識に基づいた手挙げ方式が限界だろうと。ただ、その中で1人でも多くの人に参加をしてもらおうと思ったときには、やはりまずは地域内での信頼関係の構築が重要ではないかということで、総合計画の中ではこうした方向性を示させていただいて、具体方策については今後、分野別計画の中で十分議論した上で位置づけていきたいと思っております。

<会長>

以上が事務局注釈ですが、ご意見等いかがでしょうか。

書ける範囲としてはこれが限界という判断ですし、先ほど基本目標6のところでも、必要な情報が共有できるよう、情報公開と個人情報保護との整理、まちづくりの中での整理をしていくということは挙げさせていただいております。これから実際に取り組んでいく上で検討すべき課題という位置付けですね。この文面としては、このままで行かせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

そうしましたら、次、お願いします。

<事務局>

次に35ページ、商工業の振興の基本事業体系の一覧が施策4の表題と合っていなかったということと、39ページの温暖化対策への取り組みについても同様に、一覧と表題が合っておりませんでした。これはいずれも誤りでしたので、今回修正させていただいております。

次に、基本目標3の「施策3 地域資源を生かした観光の振興」で、33ページになります。施策の目標ですけれども、この中で最後のくくりが「心身を癒してもらうことにより、野洲の魅力幅広く発信するまちをめざします」ということで、野洲の魅力を発信するまちを目指すのではなくて、心身を癒してもらえるまちを目指すというのが筋ではないかというご意見をいただいたのですけれども、いずれも両立する内容ではないかと思えます。ですので、事務局としては、「心身を癒してもらうことにより」と表現をしているところを、「心身を癒してもらうとともに野洲の魅力を幅広く発信するまちをめざします」とし、それぞれ受身と能動という使い分けもできるかなと思えますので、「心身を癒してもらうとともに」という修正でいかがでしょうかと思っております。

<会長>

いかがでしょう。両立させたいということですが、よろしいでしょうか。

では、次、お願いします。

<事務局>

その次につきましては、基本目標5、施策1「均衡ある土地利用の推進」のところですが、今日お配りした資料では44ページになります。44ページの一番下から3行目、「景観協定・地区計画など地域での取り組みについては、すべての人の参画と合意に基づいて検討がなされるよう」という表現について、すべての人の参画、合意というのは本当に必要なのか、あるいは

それが得られるのかという疑問を投げかけていただきました。

現行の計画の中でも実は「すべて」となっていて、もともとの改正案には入ってなかったのですが、部会の議論の中でこれが必要であろうということで元の形に戻しているのですが、正直に申し上げまして、戻すときに事務局でも悩んだところでした。本当に「すべて」というのは可能なのだろうか。かえって何もできない状況を生み出してしまわないだろうかということもありまして、もしお許しいただけるのであれば、地域住民あるいは市民など、地域の人だけに限らずに市全体、市民の参加と同意を得てという表現に、緩和させていただけるとありがたいと思っております。

<会長>

これについては、その「すべて」が一体何を指すのか。いわゆる権利者全員を指すのか、そうではなくて、あらゆるステークホルダーという意味なのか。当該地区以外のところにも影響が及ぶ行為もあるわけですから、その地区のことだけを考えてその行為をしていいのかということもあります。地区の実状はもちろん尊重しますが、多様な視点で捉えるという意味では、「市民」という形にするのは、いかがでしょうか。

ご異議がございませんようでしたら、ここは「すべての人」を「市民」に置き換えたいと思います。

<事務局>

続きまして、同じく44ページの第6章基本目標5の「施策1 均衡ある土地利用の促進」の中で、これは実際に第5章の土地利用の方向性というところとも関連してきます。この中で、内容をかいつまんで申し上げます。

基本的には吉地・西河原、いわゆる副都市拠点の位置づけをしていたところで、今回拠点という考え方を廃止しておりまして、副都市拠点という言葉自体を削除しております。ただ、今回そういった形で提案させていただいておりますけれども、全体の議論として、あるいは総合計画審議会の総意として副都市拠点を削除した、あるいは新しい位置づけにしたという経過をとっておりませんので、それに対する心配の意見をいただいております。

そういったところで、現在西河原・吉地地区の位置づけにつきましては、「②地域特性に応じた機能分担と拠点形成の推進」といった中で、想定される主な取り組みとして「北部市街地における広域幹線道路整備や適切な土地利用の促進」という形で、今後広域幹線道路が整備された後、北部の中心市街地として、例えば市街地を拡大していくのか、地区計画により整備するのか、広域幹線道路の沿線を中心とした開発なのか、いろんな手法が考えられると思うのですが、そういったことを含めて適正な土地利用を推進していくという位置づけに今回変更しております。こうしたことについて今一度、審議会の中できちんと議論していただき、その方向性の共有をしていただきたいと思います。

<会長>

北部市街地については副都市拠点という言葉が削除されたわけですが、委員さんからご意見等ございましたらお願いいたします。

この点に関しましては、前回の審議会でも委員さんからご意見をいただき、見直し案につい

て改めて説明させていただきました。内容についてはご理解いただいていると思いますが、ご意見等いかがでしょうか。

<事務局>

もう少し補足をさせてもらいます。部会でもいろいろと議論していただきました。場合によっては、もう副都市自体というか、この西河原・吉地の位置づけ自体を消してしまったらどうかという意見もあったと思うのですが、地域住民のいろんな思いもありまして、そういうわけにもいかない。一方で副都市を残したらどうかという意見もあって、でも副都市とは一体何なのかといったときに、行政ももちろんそうですが、市民の立場からも具体的な中身がない。そうした状況で、副都市だけを単純に残すというのもやはり問題があるのではないかと考えました。今すぐに、では北部の市街地をどうするかということに答えは出ないけれども、ただ、広域幹線道路が通過する計画はほぼ現実になりつつある状況の中で、むしろこの計画の10年間で北部市街地が真にあるべき姿、本当はどうあるべきかというのをきちんと議論していけるような位置づけにしておいてはどうかということで、今回、「適正な土地利用の推進」という表現にさせていただいております。

もう1点はやはり、合併のしこりではないですけれども、どうしてもJRとか国道が走っている旧野洲町地域の重点的な整備が進んでいるというイメージがありますので、そういったことで北部市街地も決して置き去りにしているわけではないということ、総合計画ではきちんと野洲市として考えていくという姿勢、方向性を示しておく必要があるのかなということ、こうした位置づけにさせていただいているのですが、もちろんこの審議会の総意として決定させていただくというプロセスを取りたいと思いますので、よろしくお申し上げます。

<会長>

ご意見等いかがでしょうか。

今後、地域ごとにまちづくりのあり方について議論を進めていく中で、それぞれの地域でどのような機能が必要になるのか、どのようなサービスが求められていくのかといった議論を積み上げていく中で、地域の特性に応じた特徴あるまちづくり像が出てくると思います。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ご異論等ございませんようでしたら、この部分についてはこの見直し案で、審議会の総意として答申するという形にさせていただきます。よろしくお願いたします。

では、次、お願いします。

<事務局>

審議会としての合意をお願いしたいのですが、基本目標5の中で「庭園的都市」という概念を追加させていただいておりますが、これは現行計画にもある概念をそのまま引き継ぎをしているのですが、本来、前半部分の全体会議で、野洲市の目指すべき方向はこの庭園的都市空間の形成だという確認をした上で各部会の施策議論に入った方がよかったという指摘もいただいております。そのあたりは事務局の運営もまずかったのかなと思っておりますけれども、その中で「庭園的都市」という文言の採用については、現時点では部会の中での議論だけになっておりまして、これが野洲市の目指すべき方向性として間違いのないのか、それでよいのかと

いったことを再度確認させていただきたいというのが1点です。

野洲駅周辺の景観整備のところで、実は「庭園的都市の拠点として」という言い方をしているのですが、これは拠点という表現がよいのか、むしろ「庭園的都市空間」の中の1つのポイントとして位置づけるのであれば、「玄関口」としてはいかがかというご意見がありまして、これにつきましては実は観光の振興のところで、野洲駅を「玄関口」という位置づけをしております。こうしたことを考えたとき、「玄関口」といった言葉で統一してもいいのではないかなということも考えております。その点についてもご意見を伺えればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

<会長>

最初の「庭園的都市」という概念ですが、これは、第5章までの間には出てきませんね。それで、第6章の専門部会でご議論いただいたと。これは現行計画の中で、「庭園的都市」という文言が出ておまして、それを残す形ですね。そのまま表現を引き継ぐ形でよいかという確認ですが、委員さん、ご意見等いかがでしょうか。「的」が付くのはあまり好きではないのですが、もちろんそのままでも結構ですが。

ご異議等ございませんようでしたら、「庭園的都市」という表現で記載することを審議会の総意とさせていただきます。

その次の「玄関口」は直したのですかね。

<事務局>

これはまだ直していません。今日お配りした資料の45ページ、②ですね。「地域特性に応じた機能分担と拠点形成の推進」の「想定される取り組み」の1つ目なのですが、「庭園的都市の拠点としてのJR野洲駅周辺地域の整備促進」ということで、拠点という言い方をしているのですが、これについて「玄関口」と修正をして、「庭園的都市空間」の中の1つのポイントという位置づけにしてはどうかというご意見です。

実は、観光への取り組みのところでは、「野洲市の玄関口であるJR野洲駅」という表現をしておりますので、そういった意味でもJR野洲駅を「玄関口」で統一してもいいのかなということを考えています。

<会長>

委員さん、ご意見等いかがでしょうか。

ご異議がございませんようでしたら、「玄関口」という表現に修正させていただきます。

<委員>

少しさかのぼるような気がするのですが、「庭園的都市空間」というのが全然イメージできないのですよね。基本目標5「うるおいとにぎわいのある快適なまち」の中で、「豊かな自然環境と快適な都市環境が調和する」、この辺はイメージできるのですが、なぜこれとこれが「庭園的都市空間」になるのか。庭園というとすごく、私の中では小さなイメージなのです。でも、豊かな自然環境と快適な都市環境、これはすごく大きなイメージがあるのですが、「うるおいとにぎわいのある快適なまち」というのが、なぜ「庭園的都市空間」という言

葉になったのか。その辺が全然つながらなくて、ずっと悩んでいるんですけど、どなたか教えてください。

<委員>

私はこれに非常にこだわっておりまして、それなりに考えてきたんですけどね。これは全く私の考え方です。

野洲市がどうあるべきか。これが総合計画審議会の入り口だと思いますね。それは、今ある市を見ながらまちづくりを進めるわけですね。そうしますと、現状を見ますと、野洲市は旧野洲町のJR駅を中心に、あるいは市役所周辺に都市的機能が集積したゾーンがありますね。片や、旧中主町はまさに田園地帯だと。旧野洲町にも三上山とか野洲川周辺の自然などが十分ありますけれども、その両方、都市機能と田園機能というのは異質なですね。ですから、この両者が合併したら非常にいいなあと、補完し合っってということですね。同じようなタイプの町が2つ一緒になるよりもということで、非常にいい選択だったかなという気がしているのです。

なおかつ、この両方の資源を調和させるという意味で、言葉としては「庭園」ということです。英語にしたらガーデンです。格好いいですね。そんないい名前をつける必要はないのですけれども、今ある両方の資源が調和するという形ですので、今、委員さん副会長がおっしゃったように、何かせせこましいイメージになるのではないかということなのですが、私の解釈では豊かな自然、都市機能、こういう大きな捉え方として、それに沿った施策をそれぞれの特徴を生かしながら進めるというのが野洲市の方向だと思うのですね。抽象的な解釈で、ご理解いただけたかどうかわかりませんが、私はそういうふうに感じます。

<委員>

わからないわけではないのですけれども、「うるおいとにぎわいのある快適なまち」及び「豊かな自然と快適な都市環境が調和する」、これから「庭園的都市空間」をイメージせよと言われれば、無理やりにでもできないわけではないのですけれども、「庭園的都市空間」から「豊かな自然環境と快適な都市環境が調和したまち」はイメージできますか。むしろ「庭園的」というよりは「田園的」ではないでしょうか。

<会長>

専門部会の他の委員さんから補足等ございましたら、お願いいたします。

<委員>

イメージするものはもちろん個人差があるので、なかなか一致することは難しい面もあるのですが、現行の計画、18ページ、「5 うるおいとにぎわいのある快適なまち」というところですね、説明文ではないですけども、改正の44ページよりはもう少し装飾といいますか修飾する言葉をもって「庭園的都市空間」というものを結びつけているのですが、この書き方を読みますと、「生活に豊かさとうるおいを感じるようなまちを実現するため、自然と景観を市民・企業などとの協働により守り育てるとともに、豊かな自然と調和した快適性の高い『庭園的都市空間』」となっております、これでイメージしてくれということではないかと思えます。

<会長>

その他、いかがでしょうか。

先ほど委員さんがおっしゃられていたような、マクロな視点でも使えますし、前回の審議会でもお話ししたように、ミクロとかスポットで見ても、実際、人工的なものばかりが集まっているのではなくて、すぐそばにせせらぎがあったり、緑があったり、そうしたポイントで見たときも、自然と人工との関わりが捉えられる、いろいろなスケールで見てとれるという意味で、「庭園都市」という表現はよいと思います。「価値」が加わったことで、多義的な解釈ができる。

<事務局>

「庭園的都市空間」は現行計画にも位置づけられていて、それと整合をとっている都市計画マスタープランの中でも位置づけられておりますので、今回それを引き継いでいくということについては異存ありません。

さっき会長がおっしゃった「的」について、再度確認をしましたら、都市計画マスタープランの中では「庭園都市」という言い方をしています。ただ、現行の総合計画では「庭園的都市」と言っているのですけれども、これはもう語感だけの話ですので、この際「的」を取ってしまうことも可能かとは思いますが、いかがでしょうか。

<会長>

「的」はない方がよいですね。いかがでしょうか。

<委員>

先ほど委員さんがおっしゃった「庭園」と「田園」、これはどうでしょうかね。かなり言葉が違いますが。

<会長>

いかがでしょうか。「田園」となると、またイメージが変わってくると思いますが。

<委員>

すでに様々な計画に位置づけられているならば、そのまま使ってもいいと思うのですけれども、委員さんがおっしゃったように、周知されていない、なかなかわかりにくいというところは、私も聞いていて感じましたので、それをきちんと訴えていく努力をする、周知していくという前提であれば、入れるといいかと思います。かえって「何だろう」と思って、「こういうことだよ」というのをきちんと返していけるというきっかけづくりにもしていけたらなとは思いますが。

ただ、個人的には「庭園」は、人工物というイメージがあるので、私は日本的に結びついてしまいましたが、議論の余地があるというのも逆にいいことかなとは思いました。

<会長>

その他、ご意見等いかがでしょうか。

「庭園都市・野洲」を打ち出していければ、大変、野洲をアピールできる要素になると思います。「田園」というとどうしても農的空間に重きを置いてしまうところがありますので、多様な自然・田園・都市の調和という意味では、やはり「庭園」とし、「的」は取って、「庭園都市」という表現で行きたいと思いますが、委員さん、ご意見等いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ご異議がございませんようでしたら、そのような形でまとめさせていただきます。

<事務局>

第7章は先ほどご議論いただいたとおりですので、省略をさせていただきます。

その他、6ページの一番下ですけれども、これは確認ですが、「地域ごとにめざす姿」につきましては、先ほどのご説明の中でも申し上げましたが、市民懇談会の中でもなかなか議論がそこまで深まっていなかったということもあって、今回の答申には入れるべきではないと会長からもご意見があったと思うのですが、ここで再度、地域別のあるべき姿については採用しない、記載しないということをご確認をいただきたいと思います。

<会長>

これは前回、審議した通り、記載しないということで行きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ご異議等ございませんようでしたら、そのようにさせていただきます。

<事務局>

それと、最後の点になりますけれども、前回資料5でお示しさせていただきました評価指標の一覧について、先ほど第7章の説明の中でも少し触れたのですが、これに対しては一定の評価・評論をしておくべきではないか、あるいは必要に応じて追加の指標設定も必要ではないかというご意見をいただいております。しかし、この指標は住民アンケートという手法によって設定しておりまして、現時点でこれを見直した場合、なぜ見直したかということをも十分説明できるだけの根拠、データがそろっておりません。

そのため、今回の見直しにおいては、基本的に現行計画の指標を引き継いでいきます。今後の進捗評価の参考にさせていただくけれども、そのかわり中間評価年の平成25年度に向けて、きちんともう一度データの収集、検証をした上で見直しをしていくといった位置づけということをご理解いただきたいと思います。

<会長>

「指標」に関しましては、資料2の最後のページ、「2. 指標の取り扱い」ということで、今、事務局が説明した内容については明記させていただいております。これに関して、委員さんからご意見等ございますでしょうか。

平成25年度の段階で、実際のデータと対照させて見直しをしていくということですので、よろしいでしょうか。こういう形で明記してあるということをご理解いただければと思います。

以上で、審議事項③については一通り終了しましたでしょうか。

<委員>

第6章はもう終わったということだと思いますが、1点確認しておきたいので、資料1の8ページの下から3行目を見ていただけますでしょうか。

「事務局注釈」というところで、これは先ほどまちづくり基本条例と総合計画の関係というところで申し上げたのですが、結果としては第4章で、まちづくり基本条例と総合計画の関係性とまちづくり基本条例が理念にあるということをもう一回考えてくれるということで、ありがとうございます。

ここで「まちづくりの基本理念については、第4章の中でまちづくり基本条例に委ねることを位置づけていきます」と書いてあります。それでいいとは思いますが、あくまでまちづくり基本条例があって総合計画があるのです。なので、まちづくり基本条例に総合計画が委ねるのではなくて、まちづくり基本条例があって、その理念に基づいて総合計画の策定が委ねられていますので、その関係性を改めて申し上げておきたいと思います。

<会長>

ありがとうございます。第4章が最後、残っておりました。これは先ほど、基本目標6の審議で、後ほど議論すると申し上げておりました点です。

先ほどの議論では、理念を市民へ広く周知するといった表現。あと、「1. めざすべき全体像」で、『人権の尊重』と『環境への配慮』の視点を大切にし」の後ろに、先ほど基本目標6で議論がありました、例えば「多様な主体との協働によって」というのを追加。といったところでしたでしょうか。

第4章について、ご意見等ございましたらお願いいたします。

<委員>

私はこの第4章は、部分修正ではなく、根源的に考えていただけるとありがたいと思っています。市民懇談会が各学区で開かれましたけれども、野洲学区の市民懇談会で、参加者の一人がこういうことをおっしゃっていました。

「東日本大震災後に見直す計画として、協働の意識の具体化（精神的な支え・共通の認識の形成）につながるようなものを総合計画の見直しに盛り込んでほしい」と。私はそれに非常に共感を持ったのです。この大きな震災が起こった後、それなりに大きな出来事を踏まえた総合計画の見直しというところが、立脚点となるのだろうなと思いました。

では、精神的な支え、共通の認識の形成というところで、野洲市にはないのかと思い返したときに「いや、まちづくり基本条例のような立派なものを野洲市は持っている」と思いました。これこそが市民の精神的な支えであり、共通の認識の支柱になるものではないかと。それ自体が知られていないということが悲しいところではありますけども、まちづくり基本条例という支柱があること、その理念に基づいてこの総合計画がつくられていることを知ってもらおう。その具体的な表れとして、現行計画では人権・環境の視点と協働の手法という形で編集されているわけですね。

なので、第4章は「将来都市像～めざすべきまちの姿～」という表題でもいいのですけれども、内容としてもう一步根源的なところに立ち返っていただいて、現行計画の第6章、15ページ、まちづくりの基本理念の内容を再度まちづくり基本条例がある現状に合わせて、盛り込む

べきではないかと思っております。一番根元にかかわることですので、ぜひよろしく願います。

<事務局>

これは1回目、2回目でも議論させていただいた部分ではないかと思えます。今回はあくまでもまちづくり基本条例が既にある状態、最高規範として存在する中で総合計画をつくっていくということで、まちづくり基本条例の中にももちろん人権と環境、協働の手法というのは位置づけられておまして、総合計画の中ではその理念を共有するという表現にとどめて、あえて重複した部分は避けています。

今回そのまちづくりの基本理念を章立てするということは考えておりません。先ほど会長から修正案がございましたように、まちづくり基本条例の周知を図る、理念を共有して人権の尊重、環境への配慮、多様な主体による協働の手法によりまちづくりを進めていくといった文言の整理でまとめていきたいと考えております。

<会長>

ご意見等いかがでしょうか。

現行計画15ページの文面は、まちづくり基本条例と内容的には共通するものですが、これは総合計画のオリジナルですか。

<事務局>

これはおそらく基本条例ができる前です。だから、完全には一致していない。理念としては共有していると思いますが。そういった意味では、今回、まちづくり基本条例の前文を総合計画のどこかに載せて、その中で理念を共有しているという表現にしていきたいという思いはあります。

<委員>

今はまちづくり基本条例があるのだから、それに基づいてこの総合計画がつくられているよというのは、当たり前といえば当たり前なので、だから短く、その理念としてはそれに基づいているとしている、それはよくわかるのです。だから、まちづくり基本条例が市民に十分共有されている状態ならばそれでよいのです。まちづくり基本条例の存在すら、ここの委員でも知らないという方がおられる。一般市民にはほとんどは知られない。内容については余計に知らない。その意義を知らないというもったいない状態になっておまして。

一方で、野洲学区では「精神的な支柱が野洲にはない」と言う。でも、市民が主体となって苦勞してつくったのです。知られていない現状があるから、きちんとまちづくり基本条例があって、それに基づいて総合計画を考えているということを改めて大きく書くことによって、市民参画なりまちづくり基本条例を知ってもらう、周知してもらうことの具体的な第一歩として、しっかりと書いていただきたいなと思えます。

<会長>

おっしゃっていることはわかります、実際どう組み込むかという話です。現行計画15ページ

の文面を扱うかどうか、どうでしょう、例えば、まちづくり基本条例の前文を、第4章の「1. めざすべき全体像」の冒頭に載せるとか。あるいは、「1. まちづくりの基本理念」という節を立ててもよいのですが、それをまず提示すると。前文に、現行計画15ページの内容が包含されているのであれば。まちづくり基本条例の理念と、現行計画15ページの内容との精査が本来必要になるわけですが、むしろ原文をしっかり頭出しして、その理念を受けて実際にめざすべき都市像が示されて、その都市像を実現するために計画をつくるという述べ方でいかがでしょうか。

<委員>

前向きな対応、ありがとうございます。基本条例の前文は字数的にも結構あります。その中で、総合計画にとっての基本理念につながる場所があり、必ず入れてほしい4行があります。ざっと読みますと「人が生きる原点として、人類が獲得し、さらに発展させるべき人権や限りある地球の環境に普遍的な価値を置き、私たちのまちは私たちのために、私たちがみずからつくるといふ気概で、1人ひとりの知恵や力を合わせ、みんなでよりよいまちに育てていくことが大切です」と書かれてあるのですね。これを掲げていく。

<会長>

前提となる条例ですので前文をすべて、最初に載せましょうか。第4章の「1. まちづくりの基本理念」として、前文を掲げて、そのもとで、野洲の将来像とその実現のための計画をつくり、というのを第1節で述べると。第2節では、具体的に「めざすべき都市像」を挙げていくと。

それと、先ほど議論があった「周知」と「協働」について文言を追加すると。

以上のような形で行きたいと思いますが、ご意見等いかがでしょうか。

<事務局>

めざすべき全体像の中で「理念を共有し」という一文があるのですが、それは削除することでしょうか。むしろまちづくりの基本条例の前文を全て一番下に載せてはどうかと思うのですが。

<会長>

組み込むなら、冒頭がよいのではないのでしょうか。第1節は、前文だけを載せるのではなく、前文を踏まえて将来像や計画、というのを続けて述べる、位置付けると。

<事務局>

理念としてしまうと、それが理念なのですから、「共有し」とあえて言う必要もないのではないかと。

<会長>

「共有」という表現でなくてもいいのです。「その理念のもとで」という表現でもよい。

<委員>

くどのような気がするのですね。「まちづくり基本条例の理念にのっとり」とかね。あるいは今読まれた文章をもう少しコンパクトにまとめたものをここへはめ込んだらいいのだけれども、「まちづくり基本条例をみんな知らないだろう」という前提に立ってここへはめ込むというのは、僕は賛成できません。

<会長>

ありがとうございます。委員さんから、ご意見等ございましたらお願いいたします。

<委員>

今の議論が出てきたのはなぜかなと思っています。今までずっと逐条的に議論してきて、またその根本のところをどうかという感じもします。まちづくり条例も大事なことですけれども、議事進行上、こうしたものが今どんでん返しにひっくり返してしまったら、困ったことだと思いますよ。素直に申し上げます。

だから、こうした議論はやはり執行部も十分話をして、具体的にまとめてもらっていかないと大変だなという気がします。だから、議事進行上、当然ルールに乗って進めてきているのだから、今まで何のために審議してきたかという気になってきますので、その辺だけはっきりしていただきたいと思います。

<委員>

私もその意見に賛成です。まちづくり基本条例というのは私も、かかわりはしてないのですが、見せていただいたりして、実際、まちづくり基本条例以外にいろんな条例があったり計画があったりしますけど、それを皆さんが周知しているか、市民がみんなそれを周知しているかといったら、みんなそうではないと思います。それにかかわった人はわかってるだろうけれど、今までもそうだと思います。いろんな、野洲町時代にもいろんな計画があったり条例があったりするけども、なかなかそこまでは周知ができないと思います。

それで、この総合計画を読んでいただいて、この基本、まちづくり基本条例という言葉のその理念にのっとってと言葉を書いて、わからなければ図書館にもそういう総合計画なり条例なり何なりみんな置いてあるので、それぞれが調べていただいたらそれでいいので、総合計画の文章もスリム化した方がいいと思います。

<委員>

議事進行上の問題をおっしゃられると、振り出しに戻っているわけではないと思います。第4章は確定していませんでした。そして今回、第1章から、前回に第1章からずっと資料をいただいて、それに対する意見を出すということで意見を出しています。その意見に基づいてここを議論していますので、蒸し返しにはなっていないと思いますので、議事進行を妨げていません。

もう1つ、この総合計画の中で「情報を共有しましょう」という項目があります。情報を共有するためには前向きに働きかけないと共有は進みません。「市民は意識を持っているだろう。だから自分で図書館に行くだろう」という意識では、いつまでたっても知ってもらえない。総

合計画で、ここで計画する以上、その第一歩として「知っているだろうけれども、こういうものですよ」というのを出してほしいなと申し上げております。

それで、私は前文のすべての文章を出してくれということまでは申し上げてなかったのですが、会長が「全部出したらどうか」と言ってくれたので、うれしいなと思ったのです。

前文には自然や制定の経過、野洲市の歴史といったことがたくさん書いてあって、本当は全部出してもらった方がいいのですが、先ほど私が読みました4行は少なくともこの総合計画を策定する上での理念の分ですので、ぜひ載せていただいて、この理念に基づいてこの総合計画はつくられているということを知っている方にとってはくどいかもしれませんけれども、知らない方に「そんな条例があるから計画ができているのだな」ということを知っていただくきっかけを少しでも増やしていくことが大事ではないかなと思っています。

<会長>

第4章の本文に組み込むか組み込まないかは別としても、必ずこのページにはまちづくり基本条例の前文が載っていないといけない、というのが当初からの私の考えです。それが、この計画の前提となる「理念」だからです。本文中に「理念を共有し」と書いているのに、そもそもその「理念」と言っているのは一体何なのか、が書かれていないというのは不備です。

今回の委員さんからの提起で、本文に組み込むかどうかを議論したわけですが、その他、ご意見等いかがでしょうか。

<事務局>

会長がおっしゃるように、①の理念にこれを持ってくるのであれば、前文をすべてではなくて、委員がおっしゃった4行部分だけがいいような気がします。というのは、先ほどもおっしゃったように自然とか歴史とか情緒的な部分とか、いろんな表現が入っていますので、それをすべて総合計画の理念としてしまうには無理があるのかなと。だから、もし1番目として理念として挙げてくるのであれば、委員が指摘された4行部分だけ。その下の部分で「めざすべき全体像は、まちづくり基本条例と理念を共有しています」という表現にするのであれば整合がとれるのかなと思います。ただ、その場合、改めてこの前文をどこかに載せていくのかどうかというのはまた別の議論になるかと思いますが。

<会長>

その他、ご意見等いかがでしょうか。

では、まとめさせていただきます。おっしゃっていただいた4行について、先ほど申し上げましたように、本文に組み込むなら第1節です。「1. まちづくりの基本理念」として前文の4行を示す。その後ろに文は入れますか、それだけでよろしいですか。

<事務局>

それだけでいいと思います。

<会長>

括弧書きで、「(野洲市まちづくり基本条例前文より)」と付記する必要があります。

第2節が「2. めざすべき全体像」。ここで、先ほど議論があった「周知」と「協働」について文言を追加していただくと。第3節が「3. まちづくりの基本目標」。

以上のような形で行きたいと思いますが、委員さんから、ご意見等いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。そのような形でまとめさせていただきます。

その他、審議事項③について、委員さんから、ご意見等いかがでしょうか。以上、審議事項③の審議結果につきましては、審議会の総意として答申するという形にさせていただきますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

④審議会答申文書について

<会長>

そうしましたら、審議事項④の審議会答申文書について。これは、審議会長の私から説明させていただきます。本日は誠にありがとうございました。いろいろと最終的なご判断をしていただきまして、何とか次回ないし次々回には答申ができそうな運びとなりました。

資料3をご確認ください。計画書とともに答申する、市長あての答申文面をつくらせていただきました。前半については、ここに書いておりますとおり、「慎重に審議を重ねた結果、当審議会において別添のとおり総合計画(案)として取りまとめたので答申します」。その後ですが、「なお、本計画の推進に当たっては下記の点について配慮されるよう要望します」という形で、3点、挙げさせていただきました。

「1. 本計画により野洲市がめざすべき将来像や目標が広く市民と共有できるよう、わかりやすく周知するとともに、「人権の尊重」と「環境への配慮」の視点を大切にしながら、多様な主体との協働の手法により、まちづくりに取り組まれること。」

「2. 本計画の推進にあたっては、各分野別計画との整合を図りながら具体的な事業計画を定め、進捗状況の分析・評価を行うとともに、その過程・結果を市民に公表し、透明性の確保を図ること。」

「3. めまぐるしく変化する社会経済情勢の中で、事業の緊急性や優先性を考慮して効果的な行政運営に努めるとともに、必要が生じた場合には、計画期間に関わらず見直しを行うなど柔軟に対応すること。」

以上の3点を付記して答申させていただこうと思っております。この文書は、会長名ですが、審議会として答申いたしますので、委員さんから、ご意見等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

<委員>

1番の2行目、「わかりやすく周知するとともに」は、「わかりやすく周知する」ではなくて「わかりやすく周知させる」では。あるいは、「わかりやすく知らせる」とか。

<委員>

「周知」を「知らせる」では、やわらかい表現になるが、ただ「知らせる」では弱いかなという感じがします。やっぱり市民に広く知ってもらおうという意味では、ただ単に知らせるというのでは弱いかなという気がします。

周知するというのと周知させるというのは、これは国語上、調べていただいたら、どちらが動詞として、自動詞なのか他動詞なのかというところを調べてもらったら明らかになるのかなと思います。

<委員>

「周知させる」であったら「わかりやすく」でもいいと思うのです。でも、「わかりやすく周知する」というのは意味がない。

<会長>

では、ここは「わかりやすく」を削除させていただき、「共有できるよう周知するとともに」という形でいかがでしょうか、よろしいでしょうか。

<委員>

「わかりやすく」が入るからわかりにくくなっている。広く知るということでね。

<会長>

その他、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。以上のような形で、答申文書はまとめさせていただきます。

4. 協議事項

①審議結果の最終取りまとめと答申について

<会長>

そうしましたら、協議事項について事務局からお願いします。

<事務局>

ありがとうございます。では、今後のまとめ方についてということで、もう少しお時間をいただきたいと思います。

本日内容についてはほぼまとめていただきましたので、あとは修正した最終の案をお示しさせていただくことになろうかと思います。そういったことで、来週頭ぐらいには修正した最終の案をお手元にお送りをしたいと思います。それで、内容を確認いただいて、次回最終の審議会は9月12日月曜日の午後2時からを予定しています。開催させていただいて、最終の内容確認とご承認をいただくような形になろうかと思います。もしご異議がなければ、場合によってはその場で市長へ答申をいただくということも想定としては考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それで、12日の会場につきましては、月曜日でこの会場があいておりませんので、次回、12日につきましてはコミセンきたのに変更になりますので、ご注意をいただきたいと思います。また追って、ご案内は出させていただきますと思います。いよいよ大詰めですので、皆様のご協力、よろしくお願いをしたいと思います。

<会長>

その他、委員さんに作業等いただく部分は、何か残っていますか。

<事務局>

内容的には特にこちらでさわるという部分はありませんので、今日いただいた意見を反映させるだけという作業になりますので、どうでしょう。

<会長>

審議事項については、すべて合意が得られたということで、あとは、確認と承認をとるだけでしょうか。

<事務局>

完成した最終案を見ていただいて、決をとるかどうかという部分はあるのですけれども、出席者の皆さんにご了承いただくというプロセスは必要なのかなとは思っておりますが。

<会長>

最終案はいつ頃、送付の予定ですか。

<事務局>

来週の前半ぐらいには送付をしたいと思っております。もう機械的に修正するだけですので、作業としては。

<会長>

来週届く最終案をご確認いただいて、もし何かお気づきの点などございましたら、事務局にご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

12日は最終の審議会を行なって、ご異議がございませんようでしたら答申させていただきたいと思いますがいかがでしょうか、よろしいでしょうか。

そこでもし何か出てきましたら、答申はまた別の日になります。

<委員>

そこでもう一回、こういうふうになっているという、文字の訂正なり、誤植なり、あるいは趣旨の違うことがあった場合、もう訂正できないということですか。

<会長>

それを、12日にいたします。

<委員>

しかし、その場で答申するとこともあり得るとおっしゃったでしょう。

<会長>

ですから、大きな修正がなければの話です。修正がもし出ましたら、やはりそれは出せませんので、12日は、答申は無しになります。

<委員>

市長が出席して、答申しない場合もあるわけですか。

<会長>

あります。

<委員>

それで、結構です。

<事務局>

会長と審議会にお任せをいたしますけれども、内容に根本的な間違いがないのであれば会長預かりというのも1つの方法かと思えますし、答申をするかしないかというのはその場で判断をしていただければいいかなと思います。

単なる誤植とかであれば訂正がききますので。事務手続としては、そこは修正するという条件つきでの答申があってもいいかとは思いますが。

<委員>

事前に見てから出席できるのですね。

<事務局>

それで、もし間違い、単純な誤りとかがあれば、それを事前にいただければ、修正できますのでよろしくをお願いします。

<会長>

この間、ご審議いただいたものを最終案にまとめて、委員さんに送らせていただきますので、よろしくお願いたします。

委員さんから、その他、よろしいでしょうか。

5. その他

<会長>

あと、事務局から、その他事項ございますか。

次第は、以上でございます。その他、委員さんからもよろしいでしょうか。

6. 開 会

<会長>

長時間にわたりましたが、最終的なご判断と審議会としての合意が得られ、内容をまとめることができました、本日は誠にありがとうございました。

<事務局>

長時間ありがとうございました。

以上